

『続日本後紀』と『文德実錄』

野 口 武 司

はじめに

八、祈雨記事

一、重陽節宴記事

九、元旦朝賀記事

二、神階叙位記事

十、踏歌節会記事

三、京師条坊記事

十一、飢饉・飢餓記事

四、賜姓記事

十二、薨卒記事

五、正月最勝御斎会記事

十三、臨時叙位記事

おわりに

六、神泉苑記事

七、転説・転經・読經記事

はじめに

所謂六国史をば、律令政治展開の軌跡を表示する記録と解するならば、当然のこと乍ら、同国史は過來方の国政を映

出する眞澄の万華鏡と看ることも許されよう。然りとすれば、その中に在り、摂関政治の創業者と目される藤原良房を奉勅撰者に仰ぐ『続日本後紀』と、同政治の守成者と見做される藤原基經を奉勅撰者に戴く『文德実錄』との間には、各々自づとその史書として具有する内的性格面におけるは勿論のこと、それに密接に係り合いを有つ用字表現や記載様態などの外的形像面においても、諸種の異相が表出されているであろうことは充分に予察される処である。そこで本稿では、斯様な事柄をば、目次に掲記した諸記事の検討を通して実証的に究明してみようと思う。

一 重陽節宴記事

現行本国史において、九月九日に所謂重陽の節宴が開催されたことそれ自体を明示する記事は『続日本後紀』から見られ、同書に一四例存し、以下、『文德実錄』に七例、『三代実錄』に二八例の多きを数える。ここでは、『続日本後紀』^{註(1)}所見の重陽節宴記事と他余の国史所見のそれとを比較検討し、同書の当該記事の特色について述べよう。

先ず、『続日本後紀』『文德実錄』両書の当該記事の全例を挙げることとする。

△『続日本後紀』

(1) 是日。重陽節也。天皇御_ニ紫宸殿_一。宴_ニ侍從已上_一。令_ミ文人同賦_ニ秋風歌之題_一。宴訖賜_レ祿_{（承和10・9条）}

(2) 是重陽節也。天皇御_ニ紫宸殿_一。宴_ニ侍從已上_一。自外非侍從及諸司綠衫官人堪_レ應_レ詔者。并文章生等侍焉。同賦_ニ秋風歌之題_一。宴訖賜_レ祿_{（承和10・9条）}

(3) 天皇御_ニ紫宸殿_一。宴_ニ重陽節_一。命_ニ文人賦_ニ蟋蟀吟之題_一。日暮宴罷。賜_レ祿有_レ差_{（承和10・9条）}

(4) 天皇御_ニ紫宸殿_一。宴_ニ重陽節_一。命_ニ文人。同賦_ニ露重菊花鮮之題_一。宴了賜_レ祿有_レ差_{（承和10・9条）}

(5) 是重陽之日也。天皇不豫。停廢節会。但賜菊醑見參親王以下侍從已上於廊下。賜祿有差（承和5・9・9条）

(6) 是重陽之節也。天皇御紫宸殿。宴公卿已下及文人。同賦菊潭引之題。宴畢賜祿有差（承和6・9・9条）

(7) 廢重陽節。諒闇也（承和7・9・9条）

(8) 是重陽節也。天皇御紫宸殿。宴群臣及文人。同賦白露為霜之題。宴訖賜祿（承和10・9・9条）

(9) 天皇御紫宸殿。宴重陽節。公卿已下至六位文人。同賦問秋光之題。訖賜祿有差（承和11・9・9条）

(10) 是日重陽節也。天皇御紫宸殿。賜宴。令賦九日洗蘭之題。宴竟賜祿有差（承和12・9・9条）

(11) 是重陽節也。天皇御紫宸殿。宴于親王以下至六位文人。同賦九日侍宴詩。韻用平字。宴訖賜祿（承和13・9・9条）

(12) 是重陽之節也。天皇御紫宸殿。宴于親王已下侍從已上。但召非侍從諸司綠衫知文者如常。同賦草木言之題。

宴訖賜祿有差（承和14・9・9条）

(13) 重陽節也。天皇御紫宸殿。宴于公卿及文人如常。是日。同賦雨洗白菊。以應製。宴訖賜祿（嘉祥1・9・9条）

(14) 是重陽節也。天皇御紫宸殿。錫宴如常。令文人同賦託附之題。宴竟賜祿有差（嘉祥2・9・9条）

△『文德実録』▽

(1) 以有水灾。廢重陽宴。但公卿於近仗下。與諸侍臣。聊進菊酒。賜祿有差（仁寿1・9・9条）

(2) 重陽節也。帝不御南殿。勅公卿。喚侍從文人等宴賞。賜祿如常（仁寿2・9・9条）

(3) 重陽宴也。帝不御南殿。勅公卿。召侍從文人等。賜菊酒。一如常儀。但以天下有灾。不舉音樂（仁寿3・9・9条）

(4) 重陽節也。帝御南殿。賜宴侍臣。命樂賦詩如常（齊衡1・9・9条）

(5) 重陽節也。帝御南殿。賜宴侍臣。命樂賦詩如常（齊衡2・9・9条）

(6) 重陽宴也。天皇御南殿。命樂賦詩如常（齊衡3・9・9条）

(7) 重陽節也。天皇不_レ御_ニ南殿_。命_ニ公卿_一賦_レ詩賜_レ祿如_ニ常儀_。雖_レ開_ニ宴筵_。不_レ舉_ニ音樂_。緣_ニ早雲不_レ霑_ニ秋稼為_レ害也_{（天安1・9・9条）}
 之に依り、『続日本後紀』には、〔是日〕(是)と記す事例へ(1)(2)(5)(6)(8)(10)~(12)(14)と、〔重陽節宴当日に賦された詩の具体的な題名を記す事例_{（上掲史料傍二重線部分）}へ(1)(4)(6)(8)~(14)が可成り多見されるが、斯うした事例は『文徳実録』に全く見られないことを知りうる。この〔〕のうち、特に〔〕の事例は『三代実録』にも所見されず、『続日本後紀』独有のものである。一方、〔〕の事例は『三代実録』に、「賦_ニ重陽菊酒詩_一」_{（直觀1・9・9条）}と四例見られるので、決して『続日本後紀』独有のものとは言えぬが、同書において、國史における記述の一つの新しいタイプを切り拓いたものであり、然も、この〔〕の事例は同書において多数見られる点で、先の〔〕の事例と共に同書の当該記述の一特色を示すものと言つてよからう。又更に、重陽の節宴が開催された場所_{（傍線部分）}を、『続日本後紀』では「紫宸殿_{（震）}」_{（1）~（4）、（6）（8）~（14）}、『文徳実録』では「南殿」_{（2）~（7）}というように、各々同所を異名を以て表記していることも傍注意しておいてよい。というのは、この同所異名の表記を、爰で問題としている重陽節宴のこと限らず、『続日本後紀』『文徳実録』『三代実録』の三書に見る全ての「紫宸殿」「南殿」の表記を調査してみるに、

「紫宸殿_{（震）}」

「南殿」

『続日本後紀』……三四四例

ナシ

『文徳実録』……一例

二六例

『三代実録』……一七四例

六例_{（但し、重陽節宴記事にはなし。）}

となつて、『続日本後紀』『三代実録』両書では「紫宸殿」が専用ないし頻用されているのに対し、『文徳実録』ではそれら両書と全く対照的に「南殿」が頻用されているというように、『続日本後紀』『三代実録』両書と『文徳実録』とが、

同所の表記について全く対蹠的な関係にあることを認めうるからである。つまり、同所の異表記「紫宸殿」「南殿」のうち、「続日本後紀」は前者のみで、「文徳実録」は殆ど後者のみ（その例外は嘉祥3・22条の一例のみ）で各々なされているという点で、「続日本後紀」「文徳実録」両書間における顕著な対照性を認めうるのであり、これは又、「紫宸殿」の同所異表記「南殿」に対する、「仁寿殿」の同所異表記「北殿」が、仮令僅少例とはいへ、「文徳実録」のみ（仁寿1・2・29条の二例。天安1・2・29条の二例。）に所見されることからも言い得られることである。

尚、「続日本後紀」の記載様態の一特色として、重陽節宴の記述において、そこで賦された詩の具体的題名を誌している旨を指摘したが、斯うした事柄は、やはり同書の内宴記事においても同様に認知されるのである。即ち、

内宴開催場所（殿舎名）	賦詩題名	開催年月日条
仁寿殿	賦「早春花月之題」	承和1・1・20条
仁寿殿	賦「春色半喧寒之題」	" 2・1・20条
仁寿殿	賦「下理「残粧」之題」	" 3・1・20条
仁寿殿	賦「花欄聞「鶯」之題」	" 4・1・20条
仁寿殿	賦「雜言遊春曲之題」	" 5・1・20条
仁寿殿	賦「雪裏梅之題」	" 6・1・20条
仁寿殿	賦「春生之題」	" 9・1・20条
仁寿殿	賦「上春詞之題」	" 11・1・17条
仁寿殿	賦「香出「衣」之題」	" 12・1・20条
仁寿殿	賦「百花酒之題」	" 13・1・20条

仁寿殿

仁寿殿

仁寿殿

清涼殿

殿前紅梅。便入詩題　" 15・1・21条

嘉祥2・1・20条

" 3・1・20条

凡そ、『続日本後紀』には内宴記事が一四条あり、そのうち一一条に内宴での賦詩の具体的な題名が誌されている。

内宴の開催された場所（殿舎名）は一四条に見られる。つまり、内宴の開催記載数、即ち内宴記事の全てにその開催場所が誌されていることになる。この内宴の、(A)賦詩題名 (B)開催場所（殿舎名）の両者の記述について『続日本後紀』以外の国史においては如何ように所見されるかというと、第一表に示す如く、他余の国史においては、(A)についての記述は全く見られず、(B)についての記述は『文徳実録』に二条(齊衡2・1・21条、天安2・1・21条、共に新成殿で開催。)、『三代実録』に四条(貞觀10・8・1・2121条、元慶4・1・21条、仁和3・1・20条の四条。共に仁寿殿で開催。)見られるに過ぎない。以て『続日本後紀』が如何に(A)(B)の両記述に卓越しているかを能く理会しうるのである。

第一表

項 目		五 国 史		続 日 本 紀		日 本 後 紀		続 日 本 後 紀		文 徳 実 録		三 代 実 録	
(A)	賦詩題名の記載条			○		○		—		○		○	
(B)	開催場所（殿舎名）の記載条			○		○		一四		○		○	
内宴開催の記載条		○	—	—	—	—	—	二	—	—	—	四	—
		七	一四	七	一四	二	一四	四	七	一四	一四	一四	一四

註

(1) 『類聚国史』卷七十四 歳時五「九月九日」の項に、『続日本後紀』に先行する国史における事例として、『日本書紀』一条

(天武天皇)、『日本後紀』一七条(平城天皇大同2年的一条、嵯峨天皇大同4、弘仁2~5、7~11、13)を掲記している。これらの中、『続日本後紀』以下の国史における如く「重陽(節)」と明記するのは、淳和天皇天長5年の事例(「使_レ賦_ニ重陽之詩」)を以て初見とする。

(2)『日本後紀』に「幸_ニ神泉苑_ニ、使_レ賦_ニ重陽詩_ニ賜_レ祿」(「日本紀略」長5・9・10条)とあるが、「使_レ賦_ニ重陽詩_ニ」られたのは、必ずしも、重陽節宴においてであると断定することはできない。

二 神階叙位記事

勅旨を以て諸神に位階を奉る所謂神階叙位記事(昇叙のそれを含む)において、例えは、

(A)奉_レ授_ニ陸奥國多賀神從五位下(「日本後紀」延暦15・10・27条)

(B)筑前國從二位勲八等田心姫神。湍津姫神。市杵嶋姫神並授_ニ正二位。太政大臣東京一條第從二位勲八等田心姫神。湍津姫神。市杵嶋姫神並授_ニ正一位。此六社居雖_レ異。實是同神也(「三代実録」貞觀1・2・30条)

とある(A)のように、叙位を記すに「奉_レ授_ニ」とするケースと、(B)のように、単に「授_ニ」(或いは、叙_ニ加進などもある)として、それに「奉_ニ」を冠さぬケースとがある。いま、『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史所見の全神階叙位記事について、件の(A)(B)両ケースが如何ように存するかを調査してみると第二表に示す如き結果が得られる。之に依り、各(A)(B)の(C)(^{記事數}_{條數})に占める比率において、(A)の卓越するのは『日本後紀』『続日本後紀』であり、(B)の卓越するのは『続日本紀』『文徳実録』『三代実録』である。(A)(B)(C)の事例数の多さと、各(A)(B)の(C)に占める比率の高さとを併せ考へるならば、(A)の最も卓越するのは『続日本後紀』、(B)の最も卓越するのは『三代実録』、尋いで『文徳実録』ということになる。別言すれば、神階叙位を記すに『続日本後紀』は(A)のみを以てし、『三代実録』『文徳実録』両書は略々(B)を以てしたというようすに、これら『続日本後紀』『文徳実録』『三代実録』三書の当該記述は各々略々徹底した態度ないし方針が貫ぬかれ

第二表

項目	五国史	続日本紀	日本後紀	続日本後紀	文徳実録	三代実録
(A) 「奉　授」	○	九	七八	一	一	四
(B) 「授」(或いは叙・加・進などあり)	一七	一	○	七一	三一六	
(C) 神階叙位記事(条)数	一七	一〇	七八	七二	三一〇	

〔備考〕『日本後紀』の一〇例中七例は『日本紀略』(延暦一四・五・六条、同一四・八・一八条、大同一・五・三条、弘仁九・四・一四条、同九・六・二一条、同一三・六・二二条、同一三・八・三条)に拠る。

てることを知りうる。従つて、爰にも『続日本後紀』『文徳実録』両書の記載上における顕著な対照性の一端を認めうるのである。

処で、件の神階叙位記事において、その叙位理由を具体的に明記する事例(以下、これを「神階叙位理」と仮称する)^{〔由明記事例〕と仮称する}についてみると、『続日本紀』には、

○奉_ニ大神一品、比咩神一品。左大臣橘宿祢諸兄奉_レ詔白_レ神曰天皇我御命爾坐申賜止申久_レ〔〔摘要〕宇佐八幡神の盧舍那大仏_ニ造顯_ヘの合力・協力に対する報謝の為〕_{〔天平勝宝12・27条〕}

○遣_ニ近衛中将正四位上紀朝臣船守_一。叙_ニ賀茂上下_一社從二位_一。又遣_ニ兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚_一。叙_ニ松尾乙訓_一神從五位下_一。以_ニ遷都_一也_{〔延暦3・20条〕}

とあり、『日本後紀』には、

○摂津国住吉郡住吉大神奉_レ授_ニ從一位_一。以_ニ遣唐使祈_ニ也_{〔大同1・4・24条〕}

○大和國吉野郡雨師神奉_レ授_ニ從五位下_一以_レ祈_レ雨也、（「日本紀略」仁9・4・24条）

とあり、『続日本後紀』には、

○下野國武茂神奉_レ授_ニ從五位下_一此神坐_下採沙金之山上（承和22年23条）

○奉_レ授_ニ下總國香取郡從三位伊波比主命正二位_一常陸國鹿嶋郡從二位勲一等建御賀豆智命正二位_一河内國河内郡從三位勲三等天兒屋根命正三位_一從四位下比売神從四位上_一其詔曰（〔摘要〕「皇御孫之御命」の擁護と遣唐使藤原朝臣常嗣の無事帰還の為）

（承和3年5・9条）

○奉_レ授_ニ出羽國飽海郡正五位下勲五等大物忌神從四位下_一餘如_レ故兼宛_ニ神封二戸_一詔曰（〔摘要〕大物忌大神の祟りを取り鎮め、その祟りによる物恵を除去することと、同大神の御稟威_△神助_△を得て賊敵を打破りえたこととの報賽の為）（承和7年26条）

○奉_レ授_ニ无位阿波神_一物忌奈乃命並從五位下_一以_ニ伊豆國造嶋靈驗_△也（承和7年10・14条）

○奉_レ授_ニ陸奥國无位勲九等刈田嶺神_一无位鼻節神並從五位下_一緣_レ有_ニ靈驗_△也（承和11年8・17条）

○丹波國桑田郡无位出雲神_一但馬國出石郡无位出石神_一養父郡无位養父神_一朝來郡无位粟鹿神_一美濃國厚見郡无位伊奈波神等並奉_レ授_ニ從五位下_一依_ニ國司等解狀_一也（承和12年7・16条）

○因幡國法美郡无位宇倍神奉_レ授_ニ從五位下_一即預_ニ官社_一以下國府西有_ニ失火_一隨_レ風飛至_一府舍將_レ燔_一國司祈請_一登時風輶火滅_一靈驗明白_△也（嘉祥1年7・27条）

○奉_レ授_ニ山城國葛野郡大辟神從五位下_一緣_下屢有_ニ靈驗_△所_レ祈必應_△也（嘉祥2年9・16条）

とあり、『文徳実録』には、

○進_ニ山城國火雷神階_一授_ニ從五位上_一（中略）進_ニ大和國丹生川上雨師神階_一授_ニ正四位下_一龍田天御柱命神_一國御柱命神_一若宇加乃賣命神_一並加_ニ從五位上_一策命曰（下略）（〔摘要〕五穀豐饒、天下平安、天皇朝廷護持等の為）

（嘉祥3年7・11条）

○遣下參議藤原朝臣助一向春日大神社上。策命曰△中略△建御賀豆智命。伊波比主命二柱乃大神乎正一位尔。天兒屋根命

波從一位尔。比壳神波正四位上尔。上奉利△下略△（〔摘要〕天皇朝廷護持、天下平安等の為）嘉祥3・15条

○遣（從五位下紀朝臣）貞守於坐・伊太祁曾神社。策命曰△中略△從五位下乃御冠平授奉利崇奉留狀乎△中略△（〔摘要〕天

皇朝廷護持等の為）亦遣右中弁兼右近衛中將從四位下藤原朝臣氏宗一向園神韓神等社上。策命曰△中略△從五位下乃御

冠平奉利授利崇奉留狀乎△下略△（〔摘要〕天皇朝廷護持等の為）嘉祥3・20条

○遣下使者向平野神宮。策命曰△中略△正三位今木大神乎從一位尔。正五位上久度。古開等二前乃神波從四位下尔。

合殿坐須比咩神波正五位下乃御冠尔。上奉利崇奉流狀乎△下略△（〔摘要〕天皇御孫命の擁護、天下平安等の為）仁壽1・17条

とあり、そして『三代実録』には、

○遣使於摂津國広田。生田神社奉幣。告文曰△中略△從一位乃御冠尔上奉利崇奉留狀乎△下略△（〔摘要〕天下平安、天皇朝廷護持、風雨旱災無、五穀豐饒等の為）貞觀10・12条

○勅遣下從五位下行主殿權助大中臣朝臣国雄。奉幣八幡大菩薩宮。及香椎廟。宗像大神。甘南備神。告文曰△中略△（〔摘要〕新羅賊難・大鳥之恵・地震風水乃灾・疫癘飢餓等々の払拭銷滅、國內鎮護、皇御孫命擁護、朝廷護持等の為）被叙位牟願布止言上多。依此天。從五位下乃御位記尔禮代乃幣帛乎令副捧天奉出給布_{貞觀2・15条}

○山城國正四位上稻荷上中下三名神並奉利授利從三位。告文曰△下略△（〔摘要〕天皇朝廷護持、天下平安、水旱疫癘銷滅、五穀豐饒等の為）貞觀16・閏4・7条

○正三位勲五等大物忌神進勲三等。正三位勲六等月山神四等。從五位下勲九等袁物忌神七等。先是右中弁兼權守藤原朝臣保則奏言。此三神自上古時一。方有征戰。殊標奇驗。去五月賊徒襲來挑戰官軍。當此之時。雲霧晦合。對坐不相見。營中擾亂。官軍敗績。求之著龜。神氣帰賊。我祈無感。增其爵級。必有靈應。國宰斎戒。祈

請慰勅。望請加_ニ進位階_一。將_レ答_ニ神望_一。仍增_ニ此等級_一。（元慶²・8・4条）

とある通りである。これを各五国史所載の神階叙位記事数(条数)に占める「神階叙位理由明記事例」数の百分比からみると、『続日本紀』が $2\frac{1}{17}$ へ約一一%▽、『日本後紀』が $2\frac{1}{10}$ へ一〇%▽、『続日本後紀』が $8\frac{1}{78}$ へ約一〇・三%▽、『文徳実録』が $4\frac{1}{72}$ へ約六%▽、『三代実録』が $4\frac{1}{320}$ へ約一・三%▽となつて、『日本後紀』が最も高率で、以下、『続日本紀』『続日本後紀』『文徳実録』の順に続き、『三代実録』が最も低率であることが分かる。

処で、件の「神階叙位理由明記事例」中、特に神の靈威・靈験について言及すると共に、それを「靈驗△△」と明確に表現し、然も、斯うした事例が四例も見られるのは、五国史中、『続日本後紀』のみということになる。これは、先に指摘した如く、同書が神階叙位を記すに徹底して「奉_レ授_レ」なる表現を専用していることと共に、神に対する敬虔なる心意を以て当該記事が書かれていることを示す証跡と見て取れるのである。又、斯かる事柄は、同書に他余の国史に相違して「物性」なる表現が多見されること（拙稿「六国史の薨卒伝の記述内容について」〔立正史学〕第四七号）とも根を等しくするものと言えよう。

尚、事の序に上述の神階叙位記事と密接な関連性を有つ官社記事について以下に略述しておこう。

各五国史所載の官社記事について、その記述様態の大略を示すと左記のようになる。即ち、

『続日本紀』……、「為_ニ官社」、「入_ニ官社」（傍線付加の記述が最も多くの事例数を有する。以下同様。）を記すのは、
（と仮称し、傍波線部分がそ
れに該当する。以下同様。）

○去神護中。大隅国海中有_レ神造_レ嶋。其名曰_ニ大穴持神_一。至_レ是為_ニ官社_一（宝龜¹²・129条）
の一例あるのみである。

『日本後紀』……、「為_ニ官社」、「預_ニ官社」で記され、全二例のうち、その理由（以下、これを「列官社理由」）

○甲斐国巨麻郡弓削社預_ニ官社。以_レ有_ニ靈驗_一也

（延暦¹²・2024条）

の一例あるのみである。

『続日本後紀』……「預_ニ官社」、「為_ニ官社」で記され、全一六例のうち、その理由を記すのは三七・五%に当たる、

○在_ニ石見國五ヶ郡中_一神惣十五社。始預_ニ官社。以_ニ下能應_ニ吏民之禱。久救_ニ旱疫之灾_上也。其神名具在_ニ神祇官帳_。（承和4・27条）

○常陸國新治郡佐志能神。真壁郡大國玉神。並預_ニ官社。以_ニ比年特有_ニ靈驗_ニ也。（承和4・25条）

○大宰府言。管豐前國田河郡香春岑神。辛國息長大姬大日命。忍骨命。豐比咩命。惣是三社。元來是石山。而上木惣無。至_ニ延暦年中_一。遣唐請益僧最澄躬到_ニ此山_一。祈_ニ云。願緣_ニ神力_一。平得_レ渡_レ海。即於_ニ山下_一。為_レ神造_レ寺讀經。尔來草木蓊鬱。神驗如_レ在。每_レ有_ニ水旱疾疫之灾_一。郡司百姓就_レ之祈禱。必蒙_ニ感應_ニ。年登人壽。異_ニ於他郡_一。望預_ニ官社。以表_ニ崇祠_一。許_レ之。（承和4・12条）

○因幡國法美郡无位宇倍神奉_レ授_ニ從五位下_一。即預_ニ官社。以_ニ下國府西有_ニ失火_一。隨_レ風飛至。府舍將_レ燔。國司祈請。登時風輶火滅。靈驗明白_ニ也。（嘉祥1・27条）

○常陸國久慈郡稻村神預_ニ之官社。緣_ニ水旱之時祈必致_ニ感也。（嘉祥2・7条）

○美濃國池田郡養基神預_ニ官社。緣_ニ有_ニ靈驗_ニ也。（嘉祥2・22条）

の六例ある。

『文德実錄』……「列_ニ官社」「預_ニ官社」で記され、全一九例のうち、その理由を記すのは約六・九%に当たる、○詔。以_ニ武藏國奈良神_一列_ニ於官社。先是。彼國奏請。檢_ニ古記。慶雲二年此神放_レ光如_ニ火熾_。然其後。陸奥夷虜反乱。國發_ニ控弦_。赴_ニ救陸奧_一。軍士載_ニ此神靈_。奉以擊_レ之。所_レ向無_レ前。老弱在_レ行。免_ニ於死傷_。和銅四年神社之中。忽有_ニ湧泉_。自然奔出。溉_ニ田六百余町。民有_ニ疫癘_。禱而癒_。人命所_レ繫不可_レ不_レ崇。從_レ之。（嘉祥3・19条）

○詔以遠江国角避比古神。列官社。先是。彼国奏言。此神叢社。瞰臨大湖。湖水所溉。拳土頼利。湖有口。開塞無常。湖口塞則民被水害。湖口開則民致豐穰。或開或塞。神實為之。請加崇典。為民祈利。

(嘉祥3年)

の一例ある。

『三代実録』……「列官社」「預官社」で記され、全三〇例のうち、その理由を記すのは約三・三%に当たる。
○勅。甲斐国八代郡立浅間明神祠。列於官社。即置祝祢宜。隨時致祭。先是。彼国司言。往年八代郡擬大領無位伴直真貞雷電地震。雲霧杳冥。難弁山野。駿河国富士大山西峯。急有熾火。燒碎巖谷。今年八代郡擬大領無位伴直真貞託宣云。我淺間明神。欲得此國斎祭。頃年為國吏成凶咎。為百姓病死。然未曾覺悟。仍成此恠。須早定神社。兼任祝祢宜。々潔斎奉祭。(中略)國司求之ト筮。所告同於託宣。於是依明神願。以真貞為祝。同郡人伴秋吉為祢宜。郡家以南作建神宮。且令鎮謝。雖然異火之変。干今未止。遣使者檢察。埋剗海千許町。仰而見之。正中最頂飾造社宮。垣有四隅。(中略)中有重高閣。以石構營。彩色美麗。不可勝言。望請。斎祭兼預官社。從之。(貞觀7年)

の一例あるのみである。

仍って各五国史毎の官社記事合計(条)数に占める有「列官社理由」記事数の百分比をみると、「続日本紀」は14%、『日本後紀』は12%、『続日本後紀』は6%、『文徳実録』は2%、『三徳実録』は130%、『日本後紀』は12%、『三徳実録』は16%、『文徳実録』は29%となり、このうち官社記事事例数の僅少な『続日本紀』『日本後紀』両書を一応除外して考慮するならば、「列官社理由」率の点で、「続日本後紀」が「文徳実録」「三代実録」両書に比して格段に高くなっていることが分かる。

斯くして、先に述べた神階叙位記事における、その「叙位理由」であれ、それを記述することにおいて、『続日本後紀』の方が『文德実錄』よりも遙かに卓越していることを指摘しうるのである。爰にも、これら両書間の記載上における対照性の一斑を認めうるのであり、又、これは、『続日本後紀』の記者の方が『文德実錄』のそれよりも、或る事物に対し、それを仔細に観察し、得心のゆくまで根ほり葉ほり問い合わせて、決して不明事・不詳事をそのままに放置してはおけぬと謂う性癖の強い持主であつたことに基づするものと看られる事柄としても注目に価しよう。

斯く考えることに依り、同書の諸記事中において、例えば、

①令_{下ニ}中務省_{一進}*仏舍利七粒於内裏。_{上所レ從來一}_{不知其}_(承和4年)_{6・28条}

②勅令_レ造_二輶_一木壺一合。銅壺釦鏤者一合。備_ニ干奉_レ納_ニ天王寺聖靈御髪_一。事由未詳。但口伝曰。聖德太子御髪四把。深藏于四大天王寺塔心底之_レ已妻_。由_。是後日成_レ崇_。_{因更搜索。還_レ藏本處_ニ云々。}_(承和4年)_{12・8条}

③始置_ニ主計主税_ニ寮々掌各二人。_一准_レ勘解由使及京職_。以_ニ雜出身人堪_レ事者_ニ補_レ之_。_(承和10年)_{6・7条}

④請_ニ百僧於紫宸殿及清涼殿_一。転_ニ讀大般若經_一。_{其由}_ニ不詳_。_(承和15年)_{2・1515条}

⑤遣_ニ使奉_ニ幣香椎廟_一。_{其由}_ニ不詳_。_(嘉祥1年)_{12・29条}

などとあるうち、②③のように一条として掛けられている本文（③の本文ニ七字）よりも、その本文を説明解説すべく付されている註記（③の註記六八字）の方に多くの文字数が費されている事例や、①②③⑤のように「不知」（①）、「未詳」（②）、「不詳」（③⑤）といつた否定表現を用いている事例やを他余の国史（「日本書紀」を除く）に比してより多く見出しうることの理由も自づと能く了解せられるのである。

三 京師条坊記事

六国史において「京師内の占地を記すに条坊にまで及んでいる例は『続日本紀』靈龜二年五月十六日条に「始徙」建元興寺于左京六條四坊」とあるのを以て初見とし、以下、『続日本後紀』に、

- | | | | | |
|--|---|-------|------|------|
| ① 左京五条〔貫附〕 | 天長 10 | 4 | 8 条 | |
| ② 右京二条〔改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 右京六条〔改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 天長 10 | 8 | 17 条 |
| ③ 右京一条〔改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 天長 10 | 9 | 14 条 | |
| ④ 左京七条〔改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 承和 1 | 11 | 8 条 | |
| ⑤ 左京二条〔改 _ニ 賜姓 _一 改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 承和 2 | 3 | 16 条 | |
| ⑥ 右京二条二坊〔改 _ニ 賜姓 _一 改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 承和 3 | 2 | 9 条 | |
| ⑦ 右京三条二坊〔改 _ニ 賜姓 _一 改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 承和 3 | 3 | 19 条 | |
| ⑧ 右京五条二坊〔改 _ニ 賜姓 _一 改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 承和 3 | 4 | 1 条 | |
| ⑨ 左京四条二坊〔改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 承和 3 | 4 | 29 条 | |
| ⑩ 右京七条二坊〔改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 承和 3 | 閏 5 | 8 条 | |
| ⑪ 左京六条二坊〔改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 承和 3 | 閏 5 | 17 条 | |
| ⑫ 右京四条二坊〔改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 承和 3 | 8 | 14 条 | |
| ⑬ 左京四条三坊〔改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 右京八条三坊〔改 _ニ 本居 _一 贯附〕 | 承和 3 | 9 | 30 条 |

(14) 左京六条二坊〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和3	10	13条
(15) 左京五条〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和3	12	5条
(16) 左京二条四坊〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和4	1	9条
(17) 左京五条三坊〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和4	2	17条
(18) 左京五条二坊〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和4	3	20条
(19) 右京九条四坊〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和4	11	24条
(20) 右京二条〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和5	1	22条
(21) 左京二条二坊十六町二分之一〔賜地記事〕	承和5	3	15条
(22) 左京五条二坊〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和6	4	7条
(23) 右京五条二坊〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和6	7	17条
(24) 左京四条三坊〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和6	8	29条
(25) 右京四条四坊〔改 <small>賜姓</small> ・貫附〕	承和6	9	23条
(26) 左京四条二坊〔改 <small>賜姓</small> ・編附〕	承和6	10	19条
(27) 左京四条二坊〔改 <small>賜姓</small> ・貫附〕	承和6	11	5条
(28) 左京七条二坊〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和7	6	9条
(29) 右京二条二坊〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和7	6	10条
(30) 右京二条二坊〔改 <small>本居</small> ・貫附〕	承和7	6	22条
(31) 左京三条一坊〔改 <small>賜姓</small> ・貫附〕	承和7	8	16条

(32) 右京三条〔貫附〕	承和7	9	20	条	
(33) 左京六条〔貫附〕	承和7	12	27	条	
(34) 右京三条一坊〔改 _二 本居 _一 贯附〕	承和8	閏9	28	条	
(35) 左京三条〔編附 改 _二 賜姓 _一 〕	承和9	6	3	条	
(36) 左京二条三坊〔改 _二 本居 _一 贯附〕	承和9	7	3	条	
(37) 右京三条三坊〔貫附〕	承和10	1	15	条	
(38) 左京一条二坊〔改 _二 本居 _一 贯附〕	承和11	8	23	条	
(39) 左京三条□□〔改 _二 本居 _一 贯〕	承和11	12	8	条	
(40) 右京一条四坊〔改 _二 賜姓 _一 貫〕	承和12	2	1	条	
(41) 右京二条一坊〔改 _二 賜姓 _一 貫〕	承和12	2	2	条	
(42) 左京九条三坊〔改 _二 賜姓 _一 貫〕	承和12	11	14	条	
(43) 左京三条二坊〔改 _二 本居 _一 贯附〕	右京六条一坊〔改 _二 本居 _一 贯〕	承和13	3	15	条
(44) 左京三条一坊	承和13	3	19	条	
(45) 左京四条四坊〔改 _二 賜姓 _一 〕	承和13	6	25	条	
(46) 右京五条三坊〔改 _二 本居 _一 贯附〕	承和13	9	13	条	
(47) 左京六条四坊〔改 _二 本居 _一 贯〕	承和13	12	27	条	
(48) 左京三条〔改 _二 賜姓 _一 贯附〕	承和13	1	1	条	
(49) 左京六条〔改 _二 本居 _一 贯〕	承和14	8	15	条	

(50) 左京四条〔改 _ニ 賜姓 _一 貫〕	承和14	10	1	条
(51) 左京六条三坊〔改 _ニ 賜姓 _一 貫附〕	嘉祥1	8	6	条
(52) 右京六条三坊〔改 _ニ 本居 _一 貫附〕	嘉祥2	1	3	条
(53) 左京六条三坊〔改 _ニ 本居 _一 貫附〕	嘉祥2	2	23	条
(54) 左京六条一坊〔改 _ニ 本居 _一 貫附〕	嘉祥2	4	28	条
(55) 左京五条三坊〔改 _ニ 本居 _一 改 _ニ 賜姓 _一 貫附〕	嘉祥2	7	27	条
(56) 左京六条二坊〔改 _ニ 本居 _一 貫附〕	嘉祥2	10	5	条

の五六条六〇例(左京三六例、右京三三例、左右京不明一例△承和3・3・25条▽)あり、更に『三代実録』に、

(1) 右京一条三坊〔賜地記事〕	貞觀	2	3	29	条
(2) 右京九条〔改 _ニ 賜姓 _一 貫附〕	貞觀	2	9	2	条
(3) 右京五条一坊〔復 _ニ 本貫〕	貞觀	6	8	10	条
(4) 左京八条二坊〔文章中〕	貞觀	7	6	14	条
(5) 右京一条一坊〔改 _ニ 賜姓 _一 貫〕	貞觀	8	3	2	条
(6) 右京三条二坊〔改 _ニ 本居 _一 貫附〕	貞觀	8	11	4	条
(7) 左京一条一坊〔改 _ニ 賜姓 _一 貫隸〕	貞觀	15	4	21	条
(8) 左京四条二坊〔改 _ニ 本居 _一 貫〕 左京四条四坊〔改 _ニ 本居 _一 貫〕 左京五条三坊〔改 _ニ 本居 _一 貫〕 改 _ニ 賜姓 _一 貫〕 右京二条三坊〔改 _ニ 本居 _一 貫〕 右京三条二坊〔改 _ニ 本居 _一 貫〕 右京六					

条一坊〔改_ニ本居_一貫〕

貞觀
15
12
2 条

- ⑨右京二条四坊〔文章中〕……………貞觀 17・11・15 条
- ⑩右京五条一坊……………元慶 1・6・9 条
- ⑪右京三条□坊〔改_ニ本居_一 隸〕 右京五条〔改_ニ本居_一 貫隸〕 左京六条〔改_ニ本居_一 隸〕
左京三條〔改_ニ本居_一 居貫〕……………元慶 1・12・25 条
- ⑫左京三條〔改_ニ本居_一 隸〕……………元慶 3・閏 10・4 条
- ⑬左京五条三坊〔改_ニ本居_一 貫〕 △承和四年現在△……………元慶 5・12・19 条
- ⑭左京四条〔改_ニ本居_一 貫〕 右京二条〔改_ニ本居_一 貫附〕……………元慶 6・11・1 条
- ⑮左京一条〔改_ニ賜姓_一 隸〕……………元慶 8・6・2 条
- ⑯右京二条□坊〔改_ニ居_一 貫附〕……………仁和 1・11・17 条
- ⑰左京四条一坊〔改_ニ本居_一 貫附〕……………仁和 1・12・15 条
- ⑱右京一条〔改_ニ賜姓_一 貫〕……………仁和 2・10・13 条
- ⑲右京四条三坊〔改_ニ本貫_一 隸〕……………仁和 3・7・17 条
- の一九条二八例〔左京二六例〕存する。之に依り、条数、事例数の孰れにおいても、六国史中、『続日本後紀』『三代実録』兩書が卓越しており、それら兩書のうちでも取り分け前書においてそれが認められる。いま、これをそれら兩書の各叙述対象範囲〔前書一七・二年〕を加味考慮して各一年当たりに載録する条数と事例数とを各々算出してみると、前書は約三・三条、約三・五件、後書は約〇・六五条、約〇・九六件という数値が得られる。以て前書、即ち『続日本後紀』における該記事の卓絶性が実証せられるのである。

処で、この『続日本後紀』所見の条坊記事は、その殆どが所謂貫附記事である

（ある。因みに「三代実録」の場合は条坊記事二八例）

中、貫附記事は「四例」。
△約八六名△存する。

。そこで、上述した処と異なり、条坊記載のない京師への貫附記事を検してみると、『続日本紀』『文

徳実録』両書には所見なく、『続日本後紀』には上記条坊記事中に見る五四例の外、

- | | |
|---|------------|
| ①右京〔貫附〕 | 天長10・3・6条 |
| ②左京〔貫附〕 | 承和1・6・辛丑条 |
| ③右京〔貫附〕 | 承和2・10・22条 |
| ④右京〔貫附〕 | 承和3・閏5・23条 |
| ⑤左京〔貫〕 | 承和14・8・15条 |
| の五例を加えた五九例存する。『三代実録』には先記条坊記事中に見る一二四例の外、 | |
| ①〔改賜姓・隸左京職・復本貫姓名〕 | 貞觀1・4・3条 |
| ②〔改賜姓・隸左京職〕 | 貞觀3・11・11条 |
| ③〔改賜姓・改本居・隸左京職〕 | 貞觀4・2・23条 |
| ④〔改本居・貫左京職〕 | 貞觀4・2・28条 |
| ⑤〔隸左京職〕 | 貞觀4・3・4条 |
| ⑥〔改本居・隸左京職〕 | 貞觀4・5・13条 |
| ⑦〔改本居・隸左京職〕 | 貞觀4・7・8条 |
| ⑧〔貫附左京職〕 | 貞觀4・7・8条 |
| ⑨〔貫附左京職〕 | 貞觀4・7・8条 |
| ⑩〔貫附左京職〕 | 貞觀4・7・8条 |

(11) 「貫附右京職」	貞觀 4	7	8	条
(12) 「貫附右京職」	貞觀 4	7	8	条
(13) 「還附本貫・左京」	貞觀 5	2	17	条
(14) 「改本居・隸右京職」	貞觀 5	8	17	条
(15) 「改賜姓・貫附左京」	貞觀 5	8	17	条
(16) 「改本居・貫附右京職」	貞觀 5	8	17	条
(17) 「改本居・貫附左京職」	貞觀 5	8	22	条
(18) 「改本居・貫附右京職」	貞觀 5	9	5	条
(19) 「改本居・貫附左京職」	貞觀 5	9	5	条
(20) 「改本居・貫附右京職」	貞觀 5	9	10	条
(21) 「改本居・貫附右京職」	貞觀 5	9	13	条
(22) 「貫附左京職」	貞觀 5	9	13	条
(23) 「改本居・貫附右京職」	貞觀 5	10	21	条
(24) 「改本居・貫附左京職」	貞觀 6	8	8	条
(25) 「改本居・貫附左京」	貞觀 6	8	10	条
(26) 「改本居・隸右京職」	貞觀 6	8	10	条
(27) 「改本居・隸左京職」	貞觀 6	8	10	条
(28) 「左京人……還附本貫」	貞觀 6	8	10	条

貞觀
7
• 11
• 20
条

(29) [右京人・還附本貫]	貞觀	7	11	20	条
(30) [改本居・貫右京職]	貞觀	9	4	25	条
(31) [改本居・貫左京職]	貞觀	9	8	29	条
(32) [改本居・貫・右京職]	貞觀	9	11	20	条
(33) [改本居・貫・左京職]	貞觀	13	11	13	条
(34) [改本居・貫・右京]	貞觀	14	8	13	条
(35) [改本居・貫・左京]	貞觀	14	9	10	条
(36) [改本居・隸・左京職]	元慶	1	12	25	条
(37) [改本居・貫・隸・左京職]	元慶	2	12	25	条
(38) [還附本籍・左京]	元慶	3	9	4	条
(39) [還隸・左京職]	元慶	5	12	19	条
の三九例を加えた六三例存する。つまり、『続日本後紀』『三代実録』両書収載の貫附記事は前書に五九例、後書に六三例存することになる。これを両書の各叙述対象範囲 <small>(前書二七・二年) (後書二九・一年)</small> に照らして各一年当たりに載録する事例数をみると、前書約三・四件、後書約二・二件となつて、年当り載録事例数の上で、前書、即ち『続日本後紀』の方が、後書、即ち『三代実録』よりも凌駕していることが知られるのである。それでは、『日本後紀』の場合は如何であろうか。それを『日本紀略』に依つて検索してみると、	延暦	15	7	19	条
①貫付右京					
②貫付右京					

③貫于右京	延暦 15	•	11	•	4	条
④貫于右京	延暦 18	•	7	•	1	条
⑤貫于左京	延暦 18	•	8	•	22	条
⑥附于右京	延暦 24	•	8	•	21	条
⑦附于左京	延暦 24	•	8	•	21	条
⑧附于左京	延暦 24	•	11	•	29	条
⑨貫于左京	弘仁 2	•	3	•	9	条
⑩貫于左京	弘仁 2	•	12	•	15	条
⑪貫附左京	弘仁 6	•	6	•	19	条
⑫貫附右京	弘仁 6	•	7	•	2	条
⑬貫附左京	弘仁 6	•	7	•	3	条
⑭貫附左京	弘仁 6	•	7	•	13	条
⑮貫于右京	弘仁 6	•	12	•	10	条

の一五例を挙げうるので、これを同書の叙述対象範囲たる四一・二年で割れば、一年当たりの載録事例数〇・三六件という数値を得る。これは、上述した『続日本後紀』『三代実録』両書における数値よりも遙かに低いと言える。いま、これら三書における数値に任意に分析を加えて表示すると第三表の一・三の如くなる。

之に依り、『日本後紀』『続日本後紀』『三代実録』三書収載の貫附記事について、それら各書における一年当たりの平均載録事例数を見るに、『日本後紀』は約〇・三六件、『続日本後紀』は約三・五件、『三代実録』は約二・一件となつて、

第三表の一 『日本後紀』の貫附記事

年 次	貫 附 地	左 京	右 京	合 計	一年当りの載録事例数
延暦 11 ～ 大同 2 (桓武・平城朝)		三			○・五
大同 3 ～ 天長 10 (嵯峨朝)		五			○・二八
合 計		八			○・三六

第三表の二 『続日本後紀』の貫附記事

年 次	貫 附 地	左 京	右 京	合 計	一年当りの載録事例数
天長 10 ～ 承和 5		一二	一四	二六	約 四・三
承和 6 ～ 承和 10		九	七	一六	三・二
承和 11 ～ 嘉祥 2		一四	五	二六	約 四・三
合 計		三五	二六	六一	約 三・二
					約 三・五

第三表の三 『三代実録』の貫附記事

年 次	貫 附 地	左 京	右 京	合 計	一年当りの載録事例数
貞觀 1 ～ 貞觀 10		一〇	六	一六	三六
貞觀 11 ～ 貞觀 18					
元慶 1 ～ 仁和 3					
合 計		三六	四	一六	六二
約 二・一	約 一・五	約 一・三	三・六		

『続日本後紀』が最も多く、それに『三代実録』『日本後紀』の順に続いていることが分かる。又、それら三書収載の当該記事を各書毎の任意の年次別に分かつと共に、更にそれを各年毎にまで押し及ぼして、その年平均載録事例数のあり様について眺めてみると、『日本後紀』の場合、延暦二一年～大同二年の桓武・平城朝一六年間においては〇・五件、大同三年～天長一〇年の嵯峨朝九年間においては約〇・二八件となり、前者（傍線イ）における方が後者（傍線ロ）におけるよりも遙かに多いこと。『続日本後紀』の場合、天長一〇年～承和五年の六年間においては約四・三件、承和六年～承和一〇年の五年間においては三・二一件、承和一一年～嘉祥二年の六年間においては約三・二一件となり、同書にあっては天長一〇年～承和五年の六年間において、より多いこと。そして『三代実録』の場合、貞觀一年～貞觀一〇年の一〇年間においては三・六件、貞觀一一年～貞觀一八年の八年間においては約一・三件、元慶一年～仁和三年の一一年間ににおいては約一・五件となり、同書にあっては貞觀一年～貞觀一〇年の一〇年間により多いこと、等が知られる。

以上、『日本後紀』『続日本後紀』『三代実録』三書載録の当該記事の一年当たり平均事例数を調査検討してみると、『日本後紀』の場合、延暦二一年～大同二年の一六年間において、『続日本後紀』の場合、天長一〇年～承和五年の六年間ににおいて、『三代実録』の場合、貞觀一年～貞觀一〇年の一〇年間において各々多くなっていること。そして、これら三書を通じてみると、①『続日本後紀』の天長一〇年～承和五年の六年間において最も多く、②『三代実録』の貞觀一年～貞觀一〇年の一〇年間において、③に次ぐ多さを認めうること。而して、このうち①については、取り分け、承和三年に多く、この一ヶ年間だけでも一二例（天長一〇年～承和五年の六年間における合計二二例は、四年内に四年に一〇年間における合計三六例の約五八%を占める。）を数え、②については、特に貞觀四・五年（天長一〇年～承和五年の六年間における合計二二例は、四年に四年に一〇年間における合計三六例の略々半数近くを占める。）に多いこと、等々を知りうる。

更に、上記①についての所述は、從五位下讚岐朝臣永直卒伝（「三代実録」貞觀4・8是月条）に、彼が承和三年に朝臣を賜姓されると共に右京職に隸けられたあることに依っても、その妥当性が補強されるのである。

斯くして貫附記事について、その載録件数に関しては、『続日本紀』以下の五国史中、『続日本後紀』に最も多く、それに『三代実録』『日本後紀』の順に続き、『続日本紀』『文徳実録』には全く載録されていないこと。当該記事の一年当たりの平均事例数で最も多いのは、①『続日本後紀』天長一〇年～承和五年の六年間ににおける約四・三件であり、それに尋いで多いのは、②『三代実録』貞觀一年～貞觀一〇年の一〇年間ににおける二・六件である。そして①については承和三年が、②については貞觀四・五年が各々特に多いこと、等々を明らかにしうるのである。

又、『文徳実録』には当該記事を全く載録していない旨を指摘したが、これは、『三代実録』貞觀三年九月二十四日条所見の正五位上豊階真人安人卒伝に、彼が仁寿二年に真人を賜姓され京師左京に貫せられたとあり、或いは同書貞觀五年一月二十日条所見の從五位上滋善宿祢宗人卒伝に、彼が仁寿二年に滋善宿祢を賜い、左京に隸けられたとあるにも拘らず、それらが仁寿二年を叙述対象範囲としている『文徳実録』に記載されていないことと共に、同書が『続日本後紀』や『三代実録』と異なって、そうした貫附問題に冷淡で関心を示さなかつたことを如実に語り示すものと言えよう。爰にも『続日本後紀』『文徳実録』両書間における対照的な性格の一斑を読み取りうるのである。

尚、京師への貫附につき、その左・右の孰れに多いかということについては、『日本後紀』『続日本後紀』『三代実録』三書の孰れにおいても左京の方が右京よりも僅か乍ら上廻つてゐること。これは京師の地形に因由する、その後の発展度合に徴しても首肯しうることである。故に、仮令、史料の残存状態に多少の制約ないし問題があろうとも、現行本国史の記述（即ち、の載録事例数当該記事）は大凡の史的事実を伝えるものと解して大過なかろうと思う。又、その左京への貫附事例の偏りが最も顯著なのは承和一年～嘉祥二年の六年間（左京への貫附約七四%）であり、それに尋いで多いのは大同三年～天長一〇年の二五・二年間（この間は事例僅少であるが、左京への貫附約二九%）であり、斯うしたことも史的事実の大凡の傾向を語り示すものと見て何ら差し支えなかろうと考える。

序で乍ら、当該記事において「改_ニ本居」なる表現が『続日本後紀』（全五九例中、四〇）『三代実録』（全六三例中、四〇）両書に見られるけれど、後書よりも前書の方に若干多い。従つて件の表現は、『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史にあって『続日本後紀』に最も多見され、然も同書に初見されるものである。又、当該記事に所見される「貫隸」「隸」

「左（右）京職」（前掲史料傍波線部分）なる表現が『三代実録』独有のものであることも旁注意しておいてよからう。

註

天安元年九月二十七日条に「中宮少属正七位上秦忌寸永岑賜_ニ大秦公宿祢姓。脱_ニ山城国。占_ニ着右京。」なる記事がある。この「占_ニ着」を貫附に全く同義と断定して了うには聊か疑問が残る。故に『文德実録』には、「貫附」「貫」なる表現を伴なう所謂貫附記事を全く見出しえないのである。

四 賜姓記事

五国史に賜姓記事は多見されるが、該記事の各史書毎の存在状態、即ち各書において、或いは各書における一年当たりには、或いは又、各書収載の薨卒記事には、各々如何存するか。将又、各書収載の賜姓記事において特に、例えば、

○美濃国席田郡大領外正七位上子人。中衛无位吾志等言。子、人、等六世、祖父、乎留和斯知。自_ニ賀羅國_ニ慕_ニ化来朝。當時未_レ練_ニ風俗。不_レ著_ニ姓字。望隨_ニ國号。蒙_ニ賜姓字。賜_ニ姓賀羅造。（「續日本紀」天平2・10・28条）

○正六位上本野王賜_ニ姓淡海真人。其先出自_ニ天命開別天、天皇之後也。（下略）（「三代実録」元慶4・8・14条）

のようすに、当該賜姓者の祖先（祖父もしくはそれ以上上の直系尊属に及ぶ）系譜乃至記述を含むもの（以下、これを「有祖先系譜」と仮称する。）が、如何程存するか、

等々といった事柄の調査結果を示すと第四表の如くなる。

之に依り、①一年当たりに収載する賜姓記事数（以下、これを「年当たり当」該記事數」と略称する。）が最も多いのは『日本後紀』であり、それに『続

第四表

諸事項		A 賜姓記 事数	B 象範囲 (年月)	C 一年當 たりの賜 姓記事數	D 薨卒記 事数	E 事中所見 賜姓記事數	F 先系譜賜 姓記事數	G $\times \frac{E}{D}$	H $\times \frac{F}{A}$	I $\times \frac{F}{A-E}$
五国史	續日本紀									
日本後紀	三夷	三夷	齒・五年	約三・六	三〇一	三	一九	約四・〇%	約五・七%	約一・七%
續日本後紀	堯	二〇年	約五・九	二七	一	一	一	約〇・六%	約一・七%	約一・七%
文德実録	奎	二七・二年	約三・八	奎	一	一	一	約一・一%	約三・一%	約四・四%
三代実録	西	八・五年	約二・八	奎	一	一	一	約三・八%	〇%	約三・一%
	二〇	約三・五		六	一	一	一	約一・一%	一	一
	元・一年			三	一	一	一	約三・八%	一	一
	一七			〇	一	一	一	約一・一%	一	一
	一六			空	一	一	一	約一・一%	一	一
	一五			〇	一	一	一	約一・一%	一	一
	一四			〇	一	一	一	約一・一%	一	一
	一三			〇	一	一	一	約一・一%	一	一

（備考） A、Fは共に一条を一例として算出し、『日本後紀』のBは現存部分に限つて割出した。

日本後紀』『続日本紀』『三代実録』『文德実録』の順（「続日本紀」「三代」
実録両書は同数）に続いている。従つて『続日本後紀』は『日本

後紀』に次ぐ多さを有つのに対し、『文德実録』は五国史中最も渺ないこと。②薨卒記事所見賜姓記事数の薨卒記事数に占める百分比（G）で最も高いのは『三代実録』であり、逆に最も低いのは『日本後紀』であること。③「有祖先系譜賜姓記事数」（F）の賜姓記事数（A）に占める百分比（H）で最も高いのは『続日本後紀』であり、それに『三代実録』『続日本紀』『日本後紀』『文德実録』の順に続くこと、等々を知りうる。このうち②は『三代実録』の薨卒記事の一部を示すものであり、①③、特に③は『続日本後紀』『文德実録』両書が対照的な関係にあることを示す一例である。
〔註〕

尚、個人を対象とする賜姓について、『文徳実録』の当該記事においては、他余の四国史における場合と異なり、全て有位者へのそれであり、賜姓されるカバネは真人、宿祢、朝臣に限られ、連、公、造、直などといった低位のカバネ賜姓は見られず、又、田夷や俘囚を含めた所謂化外の徒への賜姓も見られないものである。而して『文徳実録』がそうした事柄を記載の原則ないし枠付け基準とした為に、その結果として、同書における「年当り当該記事数」が他余の四国史におけるそれに比して渺くなっているとも解しうるのである。

註

拙稿「『三代実録』の薨卒記事」（本誌第四号）参照。尚、『三代実録』の薨卒記事中に貫附記事が八例（貞觀2・10・3、同3・9・24、同4・8是月、同5・1・20、同6・2・2、同12・2・19、元慶3・1・3、仁和1・12・11の各条八例）あり、他余の国史の薨卒記事中には貫附記事が全く見られず、『三代実録』の薨卒記事中にはのみ見されることも、同書当該記事の一特色と言えよう。

五 正月最勝御斎会記事

鎮護國家・天皇万歳を主眼として、大極殿で金光明最勝王經を講贊する御斎会についての記事は『日本後紀』弘仁四年一月十四日条に「最勝王經講畢。延_ニ高学僧十一人於殿上_ニ論義。施_ニ御被_ニ」とあるのを以て初見とし、続いて『続日本後紀』承和三年一月八日条に「天皇御_ニ大極殿_ニ聽_レ講_ニ最勝王經、且還_ニ御紫宸殿_ニ以礼_レ仏」とあり、同月十日条に「最勝会竟。引_ニ其講師及僧綱等_ニ論義殿上_ニ。於是。勅以_ニ元興寺伝灯大法師位延祥法師_ニ任_ニ權律師_ニ」とあって、同御斎会の始終（以下、「会終」とこれを「会始」と略記する。）について記しており、その後、この記事は嘉祥二年まで略々毎年「会始」「会終」共に記して

いる（但し、嘉祥元年の記事と、承和）^{（十二年の「会終」記事を欠く。）}。更に『三代実録』には貞觀元年から仁和三年まで、その間、貞觀四年、同十五年の「会始」「会終」及び同十六年の「会始」を欠くほかは当該記事を有する。

以上、正月最勝御斎会の記事について、「会始」「会終」の日を並記する最初の国史は『続日本後紀』であり、新しい記述様態として国史の新例を拓く一例と言えるが、それに続く『文德実録』には当該記事を全く欠いている。爰にも『続日本後紀』『文德実録』両書における対照的な記載様態の一端を認めうるのである。

尚、『三代実録』には、この御斎会に講師役を勤仕する僧侶の具名を録しており、斯うした記述は、それ以前の国史には所見されぬものである。いま、同書の貞觀元年（仁和三年までに収録する二七例、二七名の僧侶の所属寺院、所属宗派について事例数の多い順に掲記すると以下のようになる。即ち所属寺院では、元興寺八例、薬師寺六例、興福寺六例、東大寺三例、大安寺二例、延暦寺一例、西大寺一例となり、所属宗派では、法相宗一三例、三論宗五例、華嚴宗四例、天台宗一例、不明記四例となる。而して、この不明記四例は興福寺僧（法相宗）一例、元興寺僧（三論宗・法相宗）、西大寺僧（真言律宗）と謂うことで、このうち法相宗は一例もしくは三例となるから、上記の事例と合わせると、法相宗が優に全二七事例の過半数以上を占めることが分かる。以て同書の叙述対象範囲とする頃比に、法相宗所属僧侶の宮中における重要儀式の一たる正月最勝御斎会に果たした役割の大きさを確認することが出来るのである。

六 神泉苑記事

国史における神泉苑記事の初見は『日本後紀』延暦二十三年一月二十五日条に「幸神泉苑」とあるものであり、これを含めて当該記事は同書に全部で四〇条（一年当り四〇件）あり、このうち①延暦二十三年八月十日条に「暴雨大風……墮壊

神泉苑左右閣京中廬舍」云々とあり、○弘仁四年二月二十九日条に「宴ニ神泉苑ニ命ニ文人ニ賦レ詩。奏レ樂賜レ綿有レ差」とあるほかの三八条には、全て「幸ニ神泉苑」¹と見えており、上引の事例○とて実質的には神泉苑への行幸に関するものと観て誤りない訳であるから、同書における神泉苑記事の殆どが、同処への行幸を記しているものと解してよい。そして、同処への行幸の目的・理由は、例えば、大同三年五月十三日条に「幸ニ神泉苑ニ宴ニ群臣ニ賜レ錢有レ差」とあり、弘仁三年二月十二日条に「幸ニ神泉苑ニ覽ニ花樹ニ命ニ文人ニ賦レ詩。賜レ綿有レ差。花宴之節始ニ於此ニ矣。」とある如く遊宴・賦詩に関するものだけで、そこでの遊獵に関するものについての記述は見られない。

次に『続日本後紀』所見の神泉苑記事は全部で二三条あるが、このうち、左大臣正一位藤原朝臣緒嗣薨伝（承和23年）中に見えるもの（これを除外すると、一年）²と「神泉苑東垣瓦八丈餘無レ故頽落聲不レ異レ雷」（承和15年）³とあるもの以外の二一条は全て同処への行幸に関するものである。このように神泉苑記事は同処への行幸記事が殆どであるという点では上述した前史たる『日本後紀』の場合に同じである。そして、このうちには遊宴・賦詩に関するものもあるにはあるが、「令レ捕ニ池魚」（承和2年）⁴、「放レ隼拂ニ（擊）水禽」（承和2年）⁵、「放ニ鶴隼」（承和3年）⁶、「放レ隼」（承和3年）⁷、「放レ隼。獲ニ水鳥百八十翼」（承和3年）⁸、「放レ隼獲ニ水鳥百廿翼」（承和15年）⁹などというように、その半数弱が所謂遊獵関係記事となつており、そのほか嘉祥元年十月二十二日条にも「行ニ幸神泉苑ニ転幸ニ北野ニ遊獵」とあることからみて、同書の当該記事には、その叙述対象年の帝たる仁明天皇の「愛ニ其逸氣横生」（承和3年）¹⁰である勇武なる気象・品性の某かが略々そのままの形で投影されていると考えられるのである。当該記事に関する斯様な事柄は、上に触れた、その前史たる『日本後紀』には全く見られぬ許りか、その後史たる『文德実録』にも全く見受けられぬ處である。この点でも『続日本後紀』『文德実録』両書間における顕著な対照性の一斑を認知しうるのである。

兎も角も、『続日本後紀』において、遊獵に関する記事が可成り多く見られる点は注意されてよい。

次に『文徳実録』所見の神泉苑記事は全部で三例（一〇・年当り）あり、これらは、①「備前國貢、伊蒲塞、断穀不食。有勅。安置神泉苑」（齊衡1・7・22条）、②「別遣勅使於神泉苑、試諸持呪有驗者、聽度」（齊衡3・8・1条）、③「美作國獻白鹿詔放神泉苑」（齊衡3・12・28条）と謂うもので、同処への行幸記事は一例もない。之を要するに、当該記事それ自体の多寡と、神泉苑への行幸記事の有無の点においても、この『文徳実録』は上述した、その前史たる『続日本後紀』と対照的であると言えるのである。

次に『三代実録』所見の神泉苑記事は全部で二五条（一〇・八六件）を数え、これらの中には『日本後紀』以下の国史に在る如き遊宴・遊獵関係の記事を認めうるが、本書には、それらの前史には全く見られなかつた（但し、上引の『文徳実録』の記事のように、多少なりとも関係するもの）、「延百廿僧於内殿、中宮、神泉苑三處相分転、大般若經」（貞觀5・3・23条）、「於神泉苑修御靈会」（貞觀5・5・20条）、「於神泉苑修法」（貞觀5・8・21条）、「延僧四口於神泉苑、讀般若心經、又僧六口修疫神祭」（貞觀7・5・13条）、「十五僧於神泉苑、修大雲輪請雨經法並祈雨也」（貞觀17・6・15条）、「大極殿讀經、神泉苑修法未得快澍也」（貞觀17・6・18条）、「古老言曰、神泉苑池中有神龍……昔年炎旱」（貞觀17・6・23条）、「神泉苑乾池挙樂」（貞觀17・6・26条）、「届伝灯大法師位教曰於神泉苑率廿一僧修金翅鳥王經祈雨也」（元慶1・6・26条）、「於神泉苑修灌頂經法……祈止雨也」（元慶4・5・22条）等というような同処での祈雨・止雨、惡靈鎮静・疫癒退散、等の為に試みられた諸種の御修法関係記事が可成り多く見られ、それが当該記事全体の約四割を占めているのは刮目さるべきことであろう。

以上を要するに、『日本後紀』以下『三代実録』までの四国史に所見される神泉苑記事を検討してみると、神泉苑への行幸記事を欠く『文徳実録』以外の二書においては、同処で天皇主催の遊宴・賦詩の雅が展開されたさまを記す点では共通するとはいへ、それら各國史の特色として、『日本後紀』では遊宴・賦詩関係記事が、『続日本後紀』では遊獵関係記事が、『三代実録』では諸種の御修法関係記事が各々可成り多く載録されていることを指摘しうる。而して斯うした事

柄が、それら各國史の記述を各々特色づけていると共に、そうした各國史に記す神泉苑記事一つにも、各々の時代相乃至時代性の一端が色濃く反映されていると観ることも可能である。

尚、本項に関連して『続日本紀』以下『三代実録』までの五國史所見の行幸関係記事(①)その①の中に看る遊(狩)獵関係記事(②)その②記事以外に看る遊(狩)獵関係記事(③)の各事例数の調査結果を示す第五表に依り、①記事の一年当たりの載録事例数では『日本後紀』が他余の四國史に比して断然多く、以下、『続日本後紀』『続日本紀』『文徳実録』『三代実録』の順となっていること。①記事は『続日本後紀』に最も多く、以下、『続日本紀』『三代実録』の順に続き、『日本後紀』『文徳実録』両書に全く見られぬこと、等が知られる。つまり、①即ち、行幸関係記事の一年当たりの載録事例数が最も多い『日本後紀』では、その行幸関係記事中に、

決して遊獵関係記事を記さず、飽く迄も行幸は行幸、遊獵は遊獵というように、それら双方を各々別々に記述するという筆法を厳守していること。又、①即ち、行幸関係記事中所見の遊(狩)獵関係記事が『続日本後紀』において最も多く認められることは、先に同書所見の神泉苑記事中に、同處での遊獵関係記事が尠ながら存することと共に、同書が叙述対象範囲とする時代の、言わば、その主人公たる仁明帝個人の勇武なる御気象の一斑を物語るものと言えよう。更に、②即ち、行幸関係記事以外に看る遊(狩)獵関係記事が『日本後紀』に断然多く存するのは、上の①についての所述も然ること乍ら、同書の叙述対象範囲とする時代の勇壮なる氣風ないし、その時代

第五表

諸項目 五國史	①	② の一年 の載 録事 例数	①	③
續日本紀	163	約1.7	5	1
日本後紀	62	6.2	0	65
續日本後紀	38	約2.2	18	3
文徳実録	9	約1.1	0	0
三代実録	28	約1.0	2	0

の、言わば主人公たる帝（城桓武へ三四例、嵯峨へ三〇例、平城へ一例のうち、取り分け前二帝）個人の勇武なる御氣象の一端を反映するものと解しそう。

七 転読・転經・讀經記事

転読・転經・讀經記事における、その記載理由の有無につき、『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史に亘り調査検討すると、第六表に示す如き結果が得られる。之に依り、記載理由のある記事（以下、これをA）事例数の、当該記事事例合計数に占める百分比をみると、『続日本後紀』が飛び抜けて高く、以下『続日本紀』『日本後紀』『三代実録』『文徳実録』の順となる。逆に記載理由のない記事（以下、これをB）事例数の、当該記事事例合計数に占める百分比をみると、当然のこと乍ら、『文徳実録』が最も高く、以下、『三代実録』『日本後紀』『続日本紀』『続日本後紀』の順となる。つまり、A記事の最も卓越するのは『続日本後紀』であり、最も貧少なのは『文徳実録』である。換言すれば、B記事の最

第六表

項目	五国史	続日本紀	日本後紀	続日本後紀	文徳実録	三代実録
A ある記載理由の ある記事	四八（約六八・六%）	七（約五八・三%）	八八（約九一・六%）	九（約二九・〇%）	五五（約三七・七%）	
B ない記載理由の ない記事	二二（約三一・四%）	五（約四一・七%）	七（約七・四%）	二二（約七一・〇%）	九一（約六一・三%）	
合計	七〇	一二	九五	三一	一四六	

も卓越するのは『文徳実録』であり、最も貧少なのは『続日本後紀』である、と謂うことになる。故に、爰にも『続日

本後紀』『文徳実録』両書間における際立った対照性の一斑を認めうるのである。

処で、『続日本後紀』の A 記事事例数の比率が他余の四国史のそれに比して極端に高いことを指摘したが、これは、同書が当該記事を記すに際し、努めてその理由を記さんとした態度乃至姿勢を示すものとして注目されよう。而して、これを最も端的に示すのが同書承和元年八月二十日条に「遣使平城七大寺。始自_ニ当日一七日夜。令_レ転_ニ讀大般若經_{一其。由。不詳。}」とあり、同十五年一月十五日条に「請_ニ百僧於紫宸殿及清涼殿_{一転_ニ讀大般若經_{一其。由。不詳。}}」とある記述である。この記述には、仮令、その転読の理由を詳らかにしえぬとはいへ、それを詳らかにせんと努めた態度乃至姿勢が如実に示されており、斯うした註記の形式を以て転読・転經・讀經の理由を記し、或いは記さんとしている事例は、六国史中、同書のみにしか見られないのである。

八 祈雨記事

降雨を祈願して、①諸社に奉幣したり、或いは②僧尼に諸經を読ましめたりすることが国史に多見されるけれど、それら①（所謂神道）、②（所謂仏教）の事例が『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史に各々如何ように存するか、将又、それら①②両者の各五国史毎における百分比が如何なるものかを調査検討すると第七表に示す如き結果が得られる。之に依り、〔当該祈雨記事の一年当たりの載録事例数が最も多いのは『続日本後紀』であり、以下、『三代実録』『日本後紀』『続日本紀』『文徳実録』の順に続いていることが分かる。又、〔当該祈雨記事の事例内容が①であるか、それとも②であるかを吟味してみると、①の百分比が最も高率をマークしているのは『続日本紀』であり、以下、『文徳実録』『日本後紀』『続日本後紀』『三代実録』の順に続いていることが知られる。このうち事例僅少の『文徳実録』を一応除

第七表

五国史 項目	事例数	叙述対象範囲(年数)	一年当りの載録事例数		
				日本後紀	続日本紀
五三	三九	三九(約九一%)	約九四・四	五三	三九(約九一%)
その他	三〇	三〇(約七%)(約五%)	約〇・五六	その他	三〇(約七%)(約五%)
四二	一四	一四(約六八%)	約一・〇二	四二	一四(約六八%)
その他	二三	二三(約四五%)	約一・二七	その他	二三(約四五%)
三九	一七	一七(約四五%)	約一・二七	三九	一七(約四五%)
(②①)	(約四五%)	(約四五%)	約一・二七	(②①)	(約四五%)
四	三	三(二五%)	約一・一七	四	三(二五%)
その他	二九	二九(約四五%)	約一・一七	その他	二九(約四五%)
五五	一	一(二五%)	約一・一七	五五	一(二五%)
三代実録	約二九・一	約一・八九	約一・八九	三代実録	約二九・一

(備考) 「続日本紀」の(2)の事例数を三(二)として、一例の幅をもたせてあるのは、一応、祈雨儀礼に関わると看られはするが、さりとて、そう断定してしまうことの出来ぬ事例(靈龜一・六・一三条)を含むからである。(1)、(2)以外の「その他」というのは、文字通り、件の(1)、(2)以外の、漢土や本朝における土着の習俗儀礼によるものである。尚、一条中に(1)、(2)の両要素を併有する場合は、(1)、(2)として各々一例づつ加算してある。

外して考えてみると、その百分比は、それら各国史の叙述対象範囲が下降すればする程、漸次低下していることを指摘しうるのである。

以上の所述に依り、(一)から、特に祈雨記事の一年当りの載録事例数そのものの多寡という点で、『続日本後紀』『文徳実録』両書が対照的な関係にあることを、又、(二)から、『続日本紀』の叙述対象範囲とする時代においては、(1)が(2)に対し圧倒的な優位・優越の関係にあるけれど、爾後、『日本後紀』『続日本後紀』『三代実録』の各書が各自に叙述対象範囲とする時代へと推移するに連れて、その①の②に対する優位・優越さは次第に微弱化し、低下の一途を辿ることを各々明らかにしうる。殊に後者、即ち(二)に基拠して指摘した攸は、或る程度、歴史的事実を写し出す事象として注目されるべき事柄であろうと思う。そして更に、『三代実録』以降の時代になると、降雨効驗の意識におけるのみならず、その実際の儀礼執行においても、験者による修法が從来の僧侶による読経法会を遙かに凌駕し圧倒するようになると共に、同書の叙述対象範囲とする時代までには全く見られなかつた五竜祭・孔雀經法、或いは、若干見られるに過ぎなかつた(国史における初見は「三代実録」貞觀17・6・15条)^註——請雨經法が諸記録に頻見されるようになる、といったふうに、漸次、密教系祈雨修法の隆盛期へと向うのである。

註

本項に触れた祈雨記事は固より、それに祈止雨記事をも加え、それら「祈雨」「祈止雨」両者を総合的に検討し、その歴史的意義を考察した拙稿「六国史所見の「祈雨・祈止雨」記事」(『國學院雑誌』第8卷第17号所収)を参稽されたい。

九 元旦朝賀記事

『続日本紀』における元旦朝賀記事は、文武天皇二年に「天皇御ニ大極殿ニ受レ朝。文武百寮及新羅朝貢使拜賀。其儀如レ常。」とあるのを以て初見とし、以下、同書に三二条あり、続いて『日本後紀』に四一条(本紀略部分は「日」に拠る。)、『続日本後

紀』に一七条、『文徳実録』に八条、『三代実録』に二九条存する。いま、『続日本後紀』『文徳実録』両書所見の当該事例を対比させつゝ、このうち、特に『続日本後紀』所見の当該事例における(一)～(五)部分の記述様態を例に採り、果して、これら(一)～(五)に相応する部分が、『文徳実録』は固より、それ以外の国史では如何なる記載様態を採っているかについて検討を加えてみようと思う。

『続日本後紀』の全一七条

- 天皇御大極殿受朝賀。畢宴侍従已上於紫宸殿賜御被^(①)承和1・1・1条
- 天皇御大極殿受群臣朝賀。皇太子不レ朝。以童小也。還御紫宸殿。宴侍従已上^(②)
- 賜御被^(③)承和2・1・1条
- 天皇御大極殿受群臣朝賀。畢宴侍従已上於紫宸殿。賜御被^(④)承和3・1・1条
- 天皇御大極殿受群臣朝賀。畢宴侍従已上於紫宸殿。賜御被^(⑤)承和4・1・1条
- 天皇御大極殿受朝賀。畢宴侍従已上於紫宸殿。賜御被^(⑥)承和5・1・1条
- 廢朝賀縁天皇之同産芳子内親王去月薨背也。是日。天皇不レ御紫宸殿。但於陣頭^(⑦)
- 賜侍従已上酒及祿^(⑧)承和6・1・1条
- 廢朝賀諒闇也^(⑨)承和7・1・1条
- 天皇御大極殿受朝賀。礼畢宴侍従已上於紫宸殿。賜御被^(⑩)承和8・1・1条
- 天皇御大極殿受朝賀。畢宴侍従已上於紫宸殿。賜御被^(⑪)承和9・1・1条
- 廢朝賀諒闇也^(⑫)承和10・1・1条
- 廢朝賀大雪也。天皇御紫宸殿宴侍従已上。賜御被^(⑬)承和11・1・1条

- 廢朝賀大雪也。天皇御紫宸殿宴侍從已上。賜御被。⁽¹⁰⁾
 ○天皇御大極殿受朝賀。畢廻御紫宸殿宴侍從已上。賜御被。⁽¹¹⁾
 ○廢朝賀大雪也。天皇御紫宸殿宴侍從已上。賜御被。⁽¹²⁾
 ○天皇御大極殿受朝賀。皇太子不朝。緣病也。廻御紫宸殿宴侍從已上。賜御被。⁽¹³⁾
 ○廢朝賀緣去年天下有洪水害。秋稼不上登也。天皇御紫宸殿宴侍從已上。賜御被。⁽¹⁴⁾
 ○終日雨降。先是。去月廿九日亦大雨焉。因停朝賀。天皇御紫宸殿宴侍從已上。賜御被。⁽¹⁵⁾
- 承和12・1・1条
 承和13・1・1条
 承和14・1・1条
 承和15・1・1条
 嘉祥2・1・1条
 嘉祥3・1・1条

『文德実録』の全八条

- 帝不受歲賀。以諒闇未終也。⁽¹⁾
 ○帝御大極殿。受歲賀。還御南殿。賜宴侍臣。⁽²⁾
 ○帝御大極殿。以受歲賀。還御南殿。賜宴侍臣。皆如常儀。⁽³⁾
 ○停朝賀。以雨後泥深也。帝御南殿。賜宴侍臣。如常儀。今日朔旦立春也。⁽⁴⁾
 ○帝不御大極殿。以雪後泥深。仍停朝賀。勅公卿。賜宴侍臣。如常。⁽⁵⁾
 ○停朝賀。以陰雨也。帝御南殿。賜宴侍臣。如旧。唯不作音樂。⁽⁶⁾
 ○天皇不受朝賀。南殿不卷御簾。宴飲群臣。賜祿如常。⁽⁷⁾
 ○天皇不聽朝賀。以陰雪也。⁽⁸⁾
- 仁寿1・1・1条
 仁寿2・1・1条
 仁寿3・1・1条
 齊衡1・1・1条
 齊衡2・1・1条
 齊衡3・1・1条
 天安1・1・1条
 天安2・1・1条

①について、『続日本後紀』は「天皇」のみ一五例あるが、『続日本紀』は「天皇」のみ一〇例、『日本後紀』は「皇帝」（三三例）「天皇」（一例）、『文德実録』は「帝」（六例）、「天皇」（二例）、『三代実録』は「天皇」のみ二九例ある。故に①については『続日本後紀』『続日本紀』『三代実録』三書が共に「天皇」のみで統一されているとはいへ、それら各

書所見の、当該記事数に占める「天皇」の事例数を考慮すれば、それら三書中、記載的に最も整備されているのは『三代実録』であり、以下、『続日本紀』『続日本後紀』の順に続き、『文徳実録』が記載的に最も整備されていないと言えよう。

①について、『続日本後紀』は「受朝賀」のみ九例あるが、『続日本紀』は「受朝」（二八例）、「（受）朝賀」（三例）、『日本後紀』は「受朝賀」（一一例）、「受朝」（四例）、「受賀」（一例）、『文徳実録』は「受歲賀」（三例）、「受朝賀」（一例）、「聽朝賀」（一例）、『三代実録』は「受朝賀」（一一例）、「受歲賀」（二例）である。故に、『続日本後紀』が「受朝賀」のみで統一されている点で、記載上、最もよく整備されていると認めよう。

②について、『続日本後紀』は「侍從已上」のみ一五例あるが、『続日本紀』は「五位已（以）上」（七例）、「次侍從已上」（一例）、『日本後紀』は「侍臣（已上）」（一四例）、「侍從已上」（一例）、「次侍從（已上）」（三例）、「五位已上」（一例）、『文徳実録』は「侍臣」（五例）、「群臣」（一例）、『三代実録』は「侍臣」（一八例）、「親王已下」（二例）、「群臣」（一例）である。故に『続日本後紀』は「侍從已上」のみで統一されているので、記載上、他余の国史に比して、よりよく整備されていると言えよう。

④について、『続日本後紀』は「紫宸殿」^{（殿）}のみ一五例あるが、『続日本紀』は「内裏」（六例）、『日本後紀』は「前殿」（一一例）、「紫宸殿」（五例）、『文徳実録』は「南殿」（五例）、『三代実録』は「前殿」（七例）、「紫宸殿」^{（殿）}（一六例）である。故に『続日本後紀』は、多数の事例数を有するにも拘らず、「紫宸殿」^{（殿）}のみで統一表記されており、他余の国史に比して最もよく整備されていることが知られよう。

⑤について、『続日本後紀』は「御被」のみ一四例あるが、『続日本紀』は「被」（二例）、『日本後紀』は「被」（一〇例）、「御被」（七例）、『文徳実録』には相当語が見えず、『三代実録』は「被」（一七例）、「御被」（五例）である。故に『続

日本後紀』は、多数の事例数を有するにも拘らず、「御被」のみで統一表記されており、他余の国史に比して最もよく整備されていると言えよう。

以上、①～⑤を通じて、各一語・同一表記を以て徹底して統一しているのは、『続日本紀』以下『三代実録』までの五国史中、『続日本後紀』あるのみである。故に同書が、当該記事の記載面において、他余の四国史に比して最もよく統一・整備されていると言えるのである。唯、①について、『三代実録』（「天皇」の）『続日本紀』（「天皇」の）両書が『続日本後紀』（「天皇」の）よりも事例多数を有するにも拘らず統一表記されている点だけは注意されよ。

更に、『続日本後紀』では、この元旦朝賀記事と、前に採り上げた正月最勝御斎会記事とにおいては、賜物としての「被」を、全て「御被」と記し、決して「被」とは記していないのである。この徹底した記載様態は、他余の四国史には見られぬことである。而して同書には、元旦朝賀記事を始めとして、正月最勝御斎会記事、その他の諸記事において、「御被」なる表記が四四例も存するのに対し、「被」なる表記が僅か四例（天長2年・16月・6日・7日、承和3年・4月・24日、同9年・11月の各条所見の四例）存するのみである。又、「御被」に關係ある「御衣」なる表記は、全て一四例あるが、これを単に「衣」と記す例は皆無である。以て同書においては、敬語「御」の使用について、如何に神経質になり、細心の注意を払っているかが窺知されるのである。これに対して、他余の四国史では、これほどまでの、敬語「御」の使用法上における徹底さが認められないものであり、斯うした点にも、『続日本後紀』における記載上の一特色が認知されるのである。

尚、『三代実録』の当該記事には、その二九条中一八条（約六二%）に、七曜暦、藏冰様、腹赤魚等の奏上のことが記されている。これは、同書が『日本後紀』（「日本紀略」）天長九年正月一日条に「御大極殿受朝賀。御紫震殿中務省進七曜暦。宮内省献冰様。例也」とある七曜暦と冰様や、『文徳実録』齊衡元年正月二日条に「大宰府貢腹赤魚。承前元日貢之。延至今日。緩也。故書。」とある腹赤魚やの物品貢上の事蹟を、より綜合的に、然も、より詳細に記述するに

至つていることを示すものである。

十 踏歌節会記事

漢土より我国に将来された群集舞踊にして聖寿万歳を寿ぐ所謂踏歌節会の記事は、『日本書紀』持統天皇七年春正月辛卯朔丙午条に「漢人等奏_ニ踏歌」_トあるのを以て初見とし、これを含めて同書に三条あり(同天皇八年春正月乙酉) (朔辛丑条 同月癸卯条)、以下、『続日本紀』に八条、『日本後紀』に一五条(日本紀略) (に拠る)、『続日本後紀』に一一条、『文德実録』に二一条、そして『三代実録』に二八条存する。いま、『続日本後紀』『文德実録』両書所見の当該事例を対比させつゝ、このうち、特に前者における①～④部分の記述のあり様を例に採り、後者は固より、それ以外の国史では、それら①～④に相応する部分が、各々如何なる様態を採つて記載されているかを検討することに依り、それら両書の記載上における特色の一端を明らかにしてみよう。

『続日本後紀』の全一一条

○天皇御 _ニ 紫宸殿 _ニ 觀 _ニ 踏歌 _ト 。皇太子侍焉。賜 _ニ 侍從已上祿 _ト 。	承和4・1・16条
○天皇御 _ニ 紫宸殿 _ニ 覽 _ニ 踏歌 _ト 。宴竟賜 _ニ 侍從已上祿 _ト 有 _レ 差	承和5・1・16条
○天皇御 _ニ 紫宸殿 _ニ 覽 _ニ 踏歌 _ト 。宴竟賜 _ニ 侍從已上祿 _ト 有 _レ 差	承和6・1・16条
○天皇御 _ニ 紫宸殿 _ニ 覽 _ニ 踏歌 _ト 。宴 _ニ 侍從已上 _ニ 賜 _レ 祿有 _レ 差	承和7・1・16条
○天皇御 _ニ 紫宸殿 _ニ 不 _レ 卷 _ニ 珠簾 _ト 而宴 _ニ 侍從已上 _ニ 覽 _ニ 踏歌 _ト 。畢賜 _レ 祿有 _レ 差	承和9・1・16条
○天皇御 _ニ 紫宸殿 _ニ 覽 _ニ 踏歌 _ト 賜 _ニ 侍臣等祿 _ト 有 _レ 差	承和11・1・16条
○天皇御 _ニ 紫宸殿 _ニ 宴 _ニ 侍從已上 _ニ 覽 _ニ 踏歌 _ト 。畢賜 _レ 祿有 _レ 差	承和11・1・16条

- 天皇御_ニ紫宸殿_ニ觀_ニ踏歌_一宴_ニ侍從已上_一訖賜_レ祿有_レ差_一承和12・1・16条
- 天皇御_ニ紫宸殿_ニ宴_ニ侍從已上_一覽_ニ踏歌_一訖賜_レ祿有_レ差_一承和13・1・16条
- 天皇御_ニ紫宸殿_ニ宴_ニ侍從已上_一覽_ニ踏歌_一訖賜_レ祿有_レ差_一承和14・1・16条
- 天皇御_ニ紫宸殿_ニ宴_ニ侍從已上_一覽_ニ踏歌_一訖賜_レ祿有_レ差_一承和15・1・16条
- 垂_ニ御簾_ニ覽_ニ踏歌_一宴_ニ侍從已上_一賜_レ祿有_レ差_一嘉祥3・1・16条

『文徳実録』の全二条

- 賜_ニ宴_ニ侍臣_ニ踏歌如_ニ旧儀_一仁寿2・1・16条
- 賜_ニ宴_ニ侍臣_ニ踏歌如_ニ常_一仁寿3・1・16条

①について、『続日本後紀』は「天皇」(一〇例)のみであるが、『続日本紀』は「天皇」(二四例)、「帝」(一例)である。故に、当該記事の事例数の点では、『三代実録』が『続日本後紀』を遥かに上廻っているとはいへ、当該記事の事例数に占める「天皇」の事例数の百分比に拠る記載の統一性という面では、『続日本後紀』の方が『三代実録』よりも若干乍ら上廻っていると見てよい。つまり、①については、『続日本後紀』が他余の四国史に比して、記載が最もよく整備されていると言えよう。

②について、『続日本後紀』は「紫宸殿」(一〇例)のみであるが、『続日本紀』は「大極殿南院」(一例)、「皇后宮」(一例)、「大安殿」(一例)、『日本後紀』は「紫宸殿」(三例)、『文徳実録』は相当語なし、『三代実録』は「紫宸殿」(七例)、「前殿」(七例)である。故に、事例数の多さと統一度の高さにおいて、『続日本後紀』は他余の四国史を上廻っていると看ることが出来よう。

⑩について、『続日本後紀』は「覽（觀）踏歌」（一例）である。『続日本紀』は「踏歌」（八例）、『日本後紀』は「奏踏歌」（五例）、「覽（觀）踏歌」（二例）、「視踏歌」（一例）、「踏歌」（一例）、『文德実録』は「踏歌」（二例）、「三代実録」は「^{（踏）歌}踏歌之節」（二七例）を当該条に冠し、そして「^{（踏）歌}踏歌」（二五例）と表記している。故に、事例数の多さと統一度の高さにおいて、『三代実録』が他余の四国史を遥かに凌駕していると言えよう。

⑪について、『続日本後紀』は「侍従已上」（一〇例）、「侍臣」（一例）である。『続日本紀』は「百官主典已上」（二例）、「天下有位人并諸司史生」（一例）、「日本後紀」は「侍臣」（四例）、「五位已上」（二例）、「次侍従已上」（二例）、「群臣」（二例）、「侍従口上」（一例）、「文德実録」は「侍臣」（二例）、「三代実録」は「侍臣」（二三例）、「群臣」（二例）である。

故に、事例数の多さと統一度の高さにおいて、『続日本後紀』『三代実録』両書が他余の三国史を遥かに上廻つており、更に、それら両書のうちでは、後書、即ち『三代実録』の方が、前書、即ち『続日本後紀』よりも若干乍ら凌駕していると解しえよう。

尚、『続日本後紀』において、爰にも、先に元旦朝賀記事において見たと同様に、「侍従已上」なる表現の多用されているさまが見て取れるのである。

以上、①～④のうち、①②で『続日本後紀』の方が『三代実録』よりも、又、③④で『三代実録』の方が『続日本後紀』よりも、記載面での統一性という点で各々勝っていると見てよからう。確かに『三代実録』の当該記事の事例数の面では、『続日本後紀』のその約二・五倍にも及んでおり、然も、『三代実録』の当該記事には他余の五国史には所見されぬ「雅樂（寮）奏（音）樂」（一二例）、「宮人」（一八例）、「日暮（晚）賜祿」（五例）、「宮妓」（二例）、「伶官」（一例）などといった表現が多見されることからも窺い知られるように、記事の内容自体が豊富であることをも勘案するならば、こと踏歌節会記事に関する限り、その記載上の統一性・整備度という点では、『続日本後紀』『三代実録』両書は略々同等

乃至は、後書の方が前書よりも寧ろ勝つてゐる、と觀ることも出来るのである。

『続日本後紀』『三代実録』両書が記載的に斯くの如くであることを考慮し、尚且つ、叙述対象範囲並びに成立年次において、それら両書の中間に位置する『文徳実録』が先述した如く、当該記事に関して、事例数僅少（二例）であること、に想いを致せば、当該記事においても、『続日本後紀』『文徳実録』両書の記載上における鮮やかな対照性を認知しうるのである。

十一 飢饉・飢餓記事

風水・炎旱・寒冷などといった自然災害が農作物に多大なる損傷を齎し「産業損傷」、或いは「年穀不_レ登」のことから「糧食絶（窮）乏」者が続出すると謂う事態を現出せしめ、そして之が為、程度の差こそあれ、我国全体に、或いは某地方一国に、その政治・経済・社会の諸分野に亘り、直接・間接に多大の影響を及ぼし、詰まる所、政局に動搖を來たし、それに乘じて権力闘争に係わる不穏な策動や、更にその顯然化・拡大化した謀反や反乱などといった事態を誘発ないし惹起し易くし、或いは「糧食絶（窮）乏」に因由する疾疫の流行、などといった悲惨にして暗澹たる社会不安を招致する一大要因を為すのである。ここでは、斯うした「年穀不_レ登」る「糧食絶（窮）乏」なることを記す記事を飢饉・飢餓記事と仮称する。

いま、当該記事の各五国史における年平均記載件数を調査検討してみると、第八表に示す如く『続日本紀』は約三・一件、『日本後紀』は約一・九件、『続日本後紀』は約四・七件、『文徳実録』は約一・一件、『三代実録』は約一・三件となり、記載件数に関し、五国史中、最も多いのは『続日本後紀』であり、逆に最も少ないのは『文徳実録』であるこ

第八表

地 域 五国史	△ 京師 ▽	山 城	大 和	河 内	和 泉	攝 津	伊 賀	伊 勢	志 摩	尾 張	三 河	遠 江	駿 河	伊 豆	甲 斐	相 模	武 藏	安 房	上 総	下 総	常 陸	近 江	
続日本紀	7	2	8	9	5	5	3	3	8	11	9	5	5	3	1	1	4	2	1	5	2	8	
日本後紀	13	1	2	4	2	2	2		1	1	1	1			2		1			1		2	
続日本後紀	9	2	2		1	1	1	3		2	1	1			1		1	1	1	2		2	
文徳実録				1												1							
三代実録	27		2	6	4	2	1	2	1	2							2			1	1		
合 計		56	5	14	20	12	10	7	8	10	16	11	7	5	4	3	2	8	3	2	9	3	12

美 飞 信 上 下 陆 出 若 越 加 能 越 越 佐 丹 丹 但 因 伯 出 石 隐 播 美 備 備	浓 駢 濃 野 野 奥 羽 狹 前 賀 登 中 後 渡 波 後 馬 幡 舞 雲 見 岐 磨 作 前 中
8 3 2 3 2 1 3 3 3 4 1 1 6 4 1 1 6 4 1 1 4 7 6 3	8 7 12 8
2 1 1 1 1 1 1 1 3 1 1 1 1 1 1 3 2 2 3 2 1 2 2 2	2 2 2
1 1 1 1 2 2 4 3 2 1 1 1 1 2 2 2 2 2 3 2 1 3 1 1	1 3 1
1 1	1 1
11 3 3 4 2 3 5 6 9 3 6 5 2 2 7 10 2 6 11 10 11 3 11 12 16 11	2 1

備 安 周 長 紀 淡 阿 讀 伊 土 築 築 豊 豊 肥 肥 日 大 薩 壱 対 合 對 後 芸 防 門 伊 路 波 岐 予 佐 前 後 前 後 前 後 向 隅 摩 岐 馬 計 象 年 年 平 均	290	94.4	3.1
6 3 2 1 11 13 9 14 7 4 1 1 1 2 5 1 2 1 290 94.4 3.1	79	41.2	1.9
2 2 1 6 2 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 80 17.2 4.7	9	8.5	1.1
1 1 1 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 64 29.1 2.2	522	190.4	2.7
10 3 3 4 13 23 12 17 9 7 1 2 1 2 5 3 4 2 522 190.4 2.7			

第九表

三代実録	文徳実録	続日本後紀	日本後紀	続日本紀	五国史地 (国数)
① ① ○ 九 六 二 七		① ② ○ 九 三 三 三	① ③ ○ 三 六 三 三	② ④ ○ 四 七 七 七	八京師 ×(1)
② ① ○ 二 八 六 一 六	② ⑤ ○ 一 三 三 一 六	④ ② ○ 一 二 三 六 六	③ ④ ○ 二 七 二 二 五	④ ③ ○ 三 九 三 三 八	五畿内(5)
③ ③ ○ 一 七 四 一 三	⑥ ⑤ ○ 一 二 三 七 七	⑥ ① ○ 一 二 三 八 七	⑦ ④ ○ 一 六 七 四 六	⑤ ② ○ 二 七 二 二 五	東海道(15)
⑥ ④ ○ 一 一 三 一 三		⑦ ① ○ 一 一 四 五 五	⑧ ③ ○ 一 三 三 三 五	⑦ ② ○ 三 七 五 三 九	東山道(8)
⑤ ⑤ ○ 一 一 三 一 三	④ ④ ○ 一 二 八 六 六	② ① ○ 一 二 八 一 六	⑥ ③ ○ 一 三 三 三 五	⑧ ② ○ 一 七 一 三 八	北陸道(7)
④ ⑤ ○ 一 一 三 一 三	① ② ○ 一 五 七 九 九	③ ① ○ 一 一 六 四 六	⑤ ④ ○ 一 三 三 三 九	⑥ ③ ○ 一 三 三 三 九	山陰道(8)
④ ④ ○ 一 一 三 一 三	⑤ ⑤ ○ 一 三 三 五 五	⑤ ② ○ 一 一 八 四 七	④ ③ ○ 一 一 五 四 三	③ ① ○ 一 五 六 六 三	山陽道(8)
④ ⑤ ○ 一 一 三 一 三	③ ④ ○ 一 二 三 七 七	⑧ ③ ○ 一 二 三 九 九	② ② ○ 一 三 三 三 七	① ① ○ 一 九 六 一 一	南海道(6)
0	0	⑨ ① ○ 一 五 三 三 三	⑨ ③ ○ 一 六 五 五 二	⑨ ② ○ 一 九 三 三 三	西海道(11)
○ ○ 一 九 六 一 八	○ ○ 一 九 六 一 八	○ 一 一 三 六 六 六 八	④ ○ 一 一 九 九 九 九	○ 一 一 九 九 九 九 九	合計(68)

合計	① 〇・二四	一
②	〇・三一	二
③ 〇・〇六四	〇・三二	三
④ 〇・〇五五	〇・五五	四
⑤ 〇・〇三九	〇・三六	五
⑥ 〇・〇三五	〇・五三	六
⑦ 〇・〇三六	〇・三三	七
⑧ 〇・〇三五	〇・一六	八
⑨ 〇・〇三三	〇・一六	九
合計	〇・〇三三	一〇

(備考) 各枠内の数字は、右から順に当該事例合計数、一年当りの載録事例数、一国当りの載録事例数、一年・一国当りの載録事例数を各々示す。又、各枠内の丸印付加数字は、上記の如く一年・一国当りの載録事例数について、上が地域別にみての順位を、下が五国史別にみての順位を各々示すものである。

第十表

地 域		五 国 史 (載録件数の多い順)							
西 海 道	山 陽 道	山 險 道	北 陸 道	東 山 道	東 海 道	五 畝 内	へ 京 師 く	三 代 実 錄	続 日 本 後 紀
続 日 本 後 紀	続 日 本 紀	続 日 本 後 紀	続 日 本 後 紀	続 日 本 後 紀	続 日 本 後 紀	続 日 本 後 紀	続 日 本 後 紀	続 日 本 後 紀	続 日 本 後 紀
続 日 本 紀	日本 後 紀	続 日 本 後 紀	文 德 実 錄	続 日 本 紀	續 日 本 紀	續 日 本 紀	續 日 本 紀	續 日 本 紀	續 日 本 紀
日本 後 紀	續 日 本 後 紀	日本 後 紀	日本 後 紀	日本 後 紀	日本 後 紀	日本 後 紀	日本 後 紀	日本 後 紀	日本 後 紀
三 文 代 德 実 錄	文 德 実 錄	三 代 実 錄	日 本 後 紀	文 錄 実 錄	三 代 実 錄	日 本 後 紀	日 本 後 紀	文 德 実 錄	文 德 実 錄
	三 代 実 錄	文 德 実 錄	三 代 実 錄	三 代 実 錄	文 德 実 錄	文 德 実 錄	文 德 実 錄	文 德 実 錄	文 德 実 錄

とが知られる。爰にも『続日本後紀』『文徳実録』両書における極立つた対照性を認めうるのである。これは又、第八表に基拠して各五国史載録の当該記事件数と、その当該記事所見の「京師」（これを五畿内中に包含させずに、一応独立させて考えておいた。模ではあるが、重要な行政単位と判断される為であり、そして之へ付しておいた。第八表と第十一表においても同様である。）五畿内、東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道なる諸地域との関係について、一国・一年当たりの単位までの数値を求め、その相互比較を一目瞭然たらしめるべく作成した第九表から、更に、この第九表に示されている処を、各五国史の当該記事に見るそれら各地域毎の載録件数の多寡について分かり易く整理し直して示した第十表からも能く知りうることである。即ち、これら第九表・第十表のうち、特に後者により、各五国史がそれら九地域を如何ように載録しているか、その件数を検してみると、『続日本後紀』が東海道、東山道、北陸道、山陰道、西海道というように、全体の過半数を占める五地域において、他余の四国史に比して最も多いのに対し、『文徳実録』が「京師」、五畿内、東海道、東山道、山陽道というように、これ又、全体の過半数を占める五地域において他余の四国史に比して最も渺ないという事実を指摘しうることからも言い得られるのである。尚、この第十表より、「京師」と五畿内については『三代実録』が、山陽道と南海道については『続日本紀』が、各々最も多くの載録件数を有していることも知られる。このように当該記事の載録件数の上で、『三代実録』は「京師」と五畿内において多いが、他余の地域においては渺ないこと、つまり、同書は「京師」と五畿内における当該事につき、より多大の関心を以て多くの事例を採録してはいるが、自余の地域における当該事については、それら「京師」と五畿内に比してかなり冷淡ないしは淡白である、と言えよう。斯かる事柄は、前掲第九表を整理して作成した第十一表からも指摘しえよう。更に、この第十一表から、載録件数の上で「京師」は『日本後紀』『続日本後紀』両書においても、他余の諸地域に比して、より多いことや、西海道が各五国史の孰れにおいても最も渺ないことなどをも知りうるのである。

そしてこのうち、特に上記傍線部分の事柄に関連して、『文徳実録』では、件の「京師」の載録件数が東山道、西海道

第十一表

五国史 順位	続日本紀	日本後紀	続日本後紀	文徳実録	三代実録
1	南海道	南海道	南海道	山陰道	山陰道
2	山陽道	山陽道	五畿内	五畿内	五畿内
3	五畿内	五畿内	山陰道	東海道	東海道
4	東海道	山陽道	五畿内	北陸道	北陸道
5	山陰道	山陽道	山陽道	山陽道	山陽道
6	山陰道	山陰道	東海道	東海道	東海道
7	東山道	東山道	東山道	西海道	西海道
8	西海道	西海道	南海道		
9					

のそれと並んで最も渺くなっている。斯うした「京師」についての当該記事載録件数の面でも、『続日本後紀』『文徳実録』両書間において極立つた対照性を認めうるのである。

扱、各五国史所見の当該記事のうち、穀物、特に水稻米の収穫期後の旧暦十月以降に掛けられている事例は、『続日本紀』に六例（文武¹・閏¹⁰・閏²⁶、同⁷・神龜³・¹²・²¹・延暦⁴・¹⁰・¹⁰の各条六例）、『日本後紀』に五例（延暦¹⁴・天長¹⁵・¹⁰・¹⁰・¹¹・¹¹・¹¹弘仁¹⁴・¹²の各条五例）、『続日本後紀』に三例（承和²・¹⁰・¹²・²³の各条三例）、『文徳実録』に一例（仁寿¹・¹²）、『三代実録』に三例（貞觀⁵・¹²・¹¹・¹⁰・²⁵・²⁶の各条三例）存し、斯うした事例数が各五国史所見の当該記事合計数に占める百分比は極めて低く、当該記事の殆どが旧暦十月以前に掛けられている。従つて、当然のこと乍ら、当該記事に見る「年穀不登」ることに因る悲惨な事態は略々前年の所

謂不作・不凶に基因するものと看做して差し支えない訳である。斯様な観点から、爰では、各五国史にあって、取り分け、当該記事件数の目立つて多い年次とその地域とを併せて列挙しておく。これが、それなりの一つの有用な資料としての価値と意義とを有するものと考へるからである。

〈『続日本紀』の場合〉

文武天皇元年	……	八例（山陽道四例、南海道四例）
慶雲三年	……	一四例（南海道六例、五畿内三例、山陽道三例、山陰道二例）
天平五年	……	一四例（南海道七例、五畿内四例、 「京師」一例、東海道一例）
天平一九年	……	一七例（山陽道四例、南海道四例、五畿内三例、東海道二例、東山道一例、山陰道二例）
天平宝字六年	……	一一例（東海道四例、東山道二例、北陸道二例、 「京師」一例、山陰道一例、山陽道一例）
天平宝字七年	……	一二三例（東山道五例、山陽道五例、南海道五例、五畿内三例、北陸道二例、山陰道二例、東海道一例）
天平宝字八年	……	一六例（山陽道九例、南海道三例、山陰道二例、五畿内一例、西海道一例）
天平神護元年	……	三三二例（東海道八例、南海道六例、山陰道五例、東山道三例、山陽道三例、五畿内二例、北陸道二例、西海道二例、 「京師」一例）
宝龜五年	……	一五例（東海道四例、東山道三例、南海道三例、五畿内二例、北陸道二例、 「京師」一例）
延暦四年	……	八例（東海道三例、五畿内一例、東山道一例、北陸道一例、山陰道一例、山陽道一例）
延暦八年	……	一一例（東海道六例、東山道二例、山陽道一例、南海道一例）
延暦九年	……	二四例（山陽道七例、南海道五例、東海道四例、東山道四例、山陰道三例、五畿内一例）

同書では天平神護元年に最も多く認められる。これは、その前年、即ち天平宝字八年紀の最終条に、当該年について

端的に「是年兵旱相仍。米石千錢。」と総括している処からも窺い知られるように、同年九月に勃発した所謂恵美押勝の乱と無関係であろう筈がないと謂う意味において注意されてよい事柄であろう。

〈『日本後紀』の場合〉

延暦一八年……………一六例（南海道六例、五畿内二例、東山道二例、北陸道二例、山陰道二例、山陽道二例）

弘仁元年……………一七例（山陽道五例、五畿内三例、山陰道三例、南海道三例、東海道二例、（京師）一例）

同書では、弘仁元年に最も多く認められる。これは、その前年たる大同四年十一月の上皇（平城）の平城宮造営や同十二月の平城遷幸、更には当該年たる弘仁元年九月勃発の所謂薬子の変とも全く無関係ではないと謂う意味において、やはり注目されてよい事柄であろう。この弘仁元年に次いで多くの事例数を有つ延暦十八年の場合、そうした慘憺たる飢餓の状況に対処すべく、その十一月に問民苦使發遣があつた訳である。

〈『続日本後紀』の場合〉

承和二年……………九例（北陸道四例、東海道二例、東山道一例、山陽道一例、南海道一例）

承和三年……………一〇例（北陸道三例、山陰道二例、東海道二例、山陽道一例、西海道一例）

承和一〇年……………一二例（東海道七例、西海道五例、山陰道四例、東山道三例、北陸道二例、山陽道一例、南海道一例）

同書では、承和一〇年に最も多く認められる。これは、当該年の前年たる承和九年の七月に例の伴健岑・橘逸勢らの流罪、恒貞太子廃止、等で名高い所謂承和の変が勃発しており、この事変と多少は関係があるうかとも思われる。

〈『文徳実録』の場合〉

同書では、これと云つて、特に事例数の多い年は認められない。

〈『三代実録』の場合〉

貞觀八年……………一三例（東海道七例、山陽道二例、南海道二例、（京師）一例、山陰道一例）

元慶二年……………一一例（五畿内八例、（京師）二例、山陽道一例）

同書では貞觀八年に最も多く認められる。当該年の三月に、例の応天門の変が勃発しているが、斯うした事変勃発の背景には、当該年の前年たる貞觀七年における農作物の不作を根基とする社会ないし政情不安が多少影響しているかも知れないが、逆に、この事変に依つて当該年に当該記事の卓越性が齎らされたと謂う図式の明確なる因果関係は、その事変勃発の時期とその規模とを考慮すれば、先ず認め難いであろう。但し、この貞觀八年に次ぐ多くの当該記事件件数を有する元慶二年については、その前年たる元慶元年における農作物の不作に対処すべく、当該年たる元慶二年の正月を期して東西両京に常平司の設置をみた、と謂うように解しても差しても失当ではない、と考える。それは、当該年の当該記事合計件数一一例の地域別あり方、即ち京畿内のみに一〇例（（五畿内八例、（京師）二例）、山陽道に一例（（備後））と謂うように、京畿内における卓絶性が認められる、そのあり方に徴しても言い得られることと思うからである。

十二 墓卒記事

各五国史所載の墓卒記事中に墓卒当事者の墓卒時における享年を明記する事例（以下、これを「墓卒年齢」明記事例」と仮称する。）が如何ように存するかを調査検討してみると第十二表に示す如き結果が得られる。これを基にして分かり易く整理した第十三表に依つて、各五国史所載の墓卒記事合計数に占める「墓卒年齢明記事例」数の百分比（以下、これを「墓卒年齢明記事例率」と仮称する。）を見るに、『文德実録』が約七三・八%と最も高く、以下、『日本後紀』（六六・一%）、『二代実録』（五四・〇%）、『続日本後紀』（四八・四%）、『続日本紀』（一四・九%）の順に続いていることが知られる。このうち、『続日本紀』は極端に低率なので、爰では

第十二表

															史五 國	
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号	
従三位山村王	従三位百濟王敬福	正三位藤原朝臣真楯	従一位藤原朝臣豊成	正四位上坂上忌寸犬養	大和上鑑真	光明皇后	大僧正行基	元正天皇	律師道慈	安積親王	基王	元明天皇	道照和尚	薨卒当事者		
四六	六九	五二	六二	八三	七七	七五	六〇	八〇	六九	余七〇	一七	天平16・閏1	二	六一	七二	
景神雲護	"	"	神天護平	"	"	宝天字平	勝天寶平	"	"	天平16	天平16	神龜	養老	文武	年薨齡卒	
1	2	2	1	8	7	6	4	1	20	16	5	5	5	4	收載條	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	9	12	3	
11	6	3	11	12	5	9	6	2	4	10	1	13	13	7	10	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13	13	7	10		
17	28	12	27	13	6	30	7	2	12	2	13	13	7	10		
続 日 本 紀															史五 國	
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	番号	
光仁天皇	三品稗田親王	正三位石上大朝臣宅嗣	三品能登内親王	正二位文室真人邑珍	従三位藤原朝臣繩麻呂	従三位藤原朝臣百川	従二位藤原朝臣良繼	従三位大伴宿祢古慈斐	従三位飯高宿祢諸高	正二位吉備朝臣真備	従三位藤原朝臣藏下麻呂	正一位藤原朝臣永手	称徳天皇	正四位下大和宿祢長岡	薨卒当事者	
七三	三一	五三	四九	七七	五一	四八	六二	八三	八〇	八三	四二	五八	五一	八一	年薨齡卒	
"	"	"	天應	"	"	"	"	"	"	"	"	"	宝龜	"	收載條	
1	1	1	1	11	10	10	8	8	8	6	6	2	1	3		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	•	10		
12	12	6	2	11	12	7	9	8	5	10	7	2	8	10		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4	29		
23	17	24	17	28	13	9	18	19	28	2	1	22				

	3	2	1	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	從三位大伴宿祢伯麻呂
僧正善珠	正二位藤原朝臣繼繩	正四位上大中臣朝臣諸魚	正三位佐伯宿祢今毛人	皇后藤原朝臣乙牟漏	從三位藤原朝臣乙牟漏	從三位高倉朝臣福信	從二位藤原朝臣是公	從二位大中臣朝臣清麻呂	從三位石川朝臣名足	從三位坂上大宿祢菟田麻呂	從三位藤原朝臣種繼	從四位下淡海真人三船	從二位藤原朝臣田麻呂	正一位藤原朝臣魚名	從一位藤原朝臣百能	從一位藤原朝臣廣虫	從三位大伴宿祢伯麻呂	從三位大伴宿祢伯麻呂	
七五	五五	七〇	七一	三一	六七	八一	六三	八七	六一	三〇	五九	四九	六四	六三	六二	六三	六五	延曆	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
16	16	15	9	9	8	8	7	7	7	5	4	4	2	1	2	1	1	正四位上和氣朝臣廣虫	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	(從四位上) 藤原朝臣真友	
4	2	7	10	3	2	10	9	7	6	5	1	9	7	7	3	4	2	正三位和氣朝臣清麻呂	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23	17	25	19	17	3	贈正三位和氣朝臣清麻呂	
21	21	16	3	10	18	17	19	28	10	4	7	23	17	25	19	17	3	大德親王	

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	(從四位上) 藤原朝臣真友
從四位下大伴宿祢久米主	正四位下三嶋真人名繼	從三位大伴宿祢乙麻呂	三品高志内親王	從四位下葛野王	從三位藤原朝臣乙叡	從二位神王	桓武天皇	正三位壹志濃王	從四位下紀朝臣直人	從三位石上朝臣家成	從三位和朝臣家麻呂	伝燈大法師位善謝	從三位下住吉朝臣綱主	從四位下紀朝臣直人	從三位下住吉朝臣綱主	贈正三位和氣朝臣清麻呂	正四位上和氣朝臣廣虫	正四位上和氣朝臣廣虫
弘仁	"	"	"	"	"	大同	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	(從四位上) 藤原朝臣真友

六二	六三	七九	三	三〇	四八	七〇	七〇	七三	五九	七七	八三	八一	七一	六	六七	七〇	五六
"	弘仁	"	"	"	"	大同	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
1	1	4	4	3	3	1	25	24	24	24	23	23	23	22	18	18	16
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
4	4	5	5	8	6	4	3	11	8	2	6	5	4	10	2	1	6
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
30	11	28	7	3	3	24	17	12	27	10	20	18	27	25	21	20	25

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
大僧都永忠	正三位坂上大宿祢田村麻呂	正三位藤原朝臣雄友	大僧都伝燈大法師位勝悟	正四位下伊勢朝臣繼子	正四位下藤原朝臣真雄	正四位下藤原朝臣藤繼	正三位坂上大宿祢田村麻呂										

七四	七一	七〇	七六	六五	七四	七二	六六	七八	五二	五七	八四	四一	四五	八〇	五四	五九	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
7	7	7	6	6	5	5	5	5	5	3	3	3	2	2	2	2	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
4	3	3	9	6	10	7	6	3	3	10	8	7	7	6	5	4	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
5	22	20	4	27	22	8	24	29	4	1	6	23	6	8	6	23	23

57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
无品駿河内親王	正四位下多朝臣入鹿	正（三）位巨勢朝臣野足	从四位上藤原朝臣藤繼	从四位下御長真人廣岳	二品朝原内親王	从三位橘朝臣常子	从三位藤原朝臣繩主	从三位橘朝臣常子	从四位下高階真人遠成	从三位坂本親王							

二〇	六一	六六	六三	五五	七六	六四	二六	有余〇	六三	五八	三〇	三九	六九	四五	一八	六八	五八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
11	10	10	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	7	7	7
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
6	7	6	12	12	11	11	11	6	3	9	8	4	3	3	2	12	10
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
20	2	21	19	2	17	10	5	17	21	16	1	25	27	25	21	14	3

紀後本日																	
75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
從四位上紀朝臣長田麿	平城天皇	從四位下橘朝臣長谷麿	從三位藤原朝臣貞嗣	從四位上藤原朝臣道雄	從四位下伴宿祢弥嗣	正三位多治比真宗	從三位文室朝臣綿麿	從四位下藤原朝臣友人	最澄	從四位下藤原朝臣道繼	從四位下上毛野朝臣穎人	從四位下橘朝臣永繼	從四位下橘朝臣安麿	從三位秋篠朝臣安人	從四位下橘朝臣永繼	從三位秋篠朝臣安人	從三位秋篠朝臣安人

七 二	五 五	五 一	四 六	六 六	五 三	六 三	五 五	五 九	五 六	四 四	四 七	三 七	六 七	五 四	五 六	八 三	五 三	七 〇
"	"	"	"	天長	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
2	2	1	1	1	14	14	14	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
6	4	7	2	1	9	7	6	4	8	6	5	2	9	8	7	3	1	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
9	13	7	9	4	22	22	11	26	16	4	4	24	21	18	11	24	10	

93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
從四位下高瀨王	從四位下坂上大宿祢廣野	從三位藤原朝臣繼彥	從四位下路真人年繼	大僧都勤操	正四位下佐伯宿祢清岑	從四位上安倍朝臣伊勢人	正二位藤原朝臣冬嗣	從四位下橘朝臣常主	三品恒世親王	從二位多治比真人高子	從四位上安倍朝臣男笠	從四位上石川朝臣繼人	從三位多治比真人今麿	從四位上紀朝臣末成	從三位上紀朝臣長田麿	四品佐味親王	正五位下都宿祢腹赤

七 七	四 三	八 〇	七 〇	七 四	六 五	六 九	七 三	五 二	四 〇	三 三	七 四	三 九	八 六	四 五	七 三	三 三	三 七
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
6	2	6	5	4	3	9	7	6	5	5	5	3	1	12	8	7	7
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
11	9	26	24	8	26	13	6	24	2	1	1	2	3	4	29	16	7

111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	
従四位下文室真人弟直 正四位上石川朝臣河主	従三位藤原朝臣真夏 従三位藤原朝臣淨本	従四位下藤原朝臣三成 従四位上百濟王忠宗	従三位藤原朝臣淨本 従三位藤原朝臣三成	二品万多親王	従四位上小野朝臣岑守 従四位上橘朝臣淨野	正三位春原朝臣五百枝 従四位下秋篠朝臣室子	正四位上平野王 従二位佐伯宿祢長繼	二品酒人内親王 従二位藤原朝臣產子	従三位南淵朝臣弘貞 従四位下紀朝臣昨磨	従四位下林朝臣山主 従四位下伴宿祢國道	従四位下茅野王 従四位下伴宿祢勝雄	従四位上藤原朝臣家雄 従四位下伴宿祢文繼	従三位藤原朝臣美都子 従三位藤原朝臣世嗣	従四位下高根朝臣真象				

六一	七〇	七七	五七	六一	六四	四五〇	四三	五三	八〇	七〇	七六	四九	六九	四九	五九	六一	五六	四八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5
閏	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
12	12	11	7	5	4	4	4	12	12	8	6	5	5	11	11	10	9	9
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
18	27	10	21	18	30	21	19	19	19	20	19	22	8	12	12	26	4	

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	119	118	117	116	115	114	113	112	
従四位下池田朝臣春野 従一位清原真人夏野	従二位紀朝臣百繼 従四位下甘南備真人高直	従四位上清原真人長谷 伝燈大法師位空海	従三位直世王 伝燈大法師位護命	従三位南淵朝臣弘貞 従四位下紀朝臣昨磨	従四位下林朝臣山主 従四位下茅野王	従四位下伴宿祢國道 従四位下伴宿祢勝雄	従四位上藤原朝臣家雄 従四位下伴宿祢文繼	従三位藤原朝臣美都子 従三位藤原朝臣世嗣	(従四位下) 高根朝臣真象									

八二	五六	七三	六二	六三	六一	八五	五八	六二	五七	六二	七九	八四〇	四九	三四四	五六	五三	七六
"	"	"	"	"	"	"	承和	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	4	3	3	2	1	1	1	10	10	10	10	9	9	9	8	8	8
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
3	10	9	4	3	11	9	1	10	9	2	1	7	5	3	12	3	3
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
8	7	19	18	2521	26	11	4	20	19	18	19	28	24	20	8	11	8

續 日 本 後 紀																	
28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
從三位朝野朝臣鹿取	正四位下安倍朝臣吉人	伝燈大法師位慈朝	伝燈大法師位壽遠	從三位藤原朝臣常嗣	從二位藤原朝臣三守	從四位上紀朝臣深江	從四位下正道王	從四位下高階真人石河	恒統親王	伝燈大法師位守寵	從四位下高階真人石河	從三位藤原朝臣繼業	從三位菅原朝臣清公	三品阿保親王	從四位上笠朝臣梁麿	從四位上伴宿祢友足	從四位下文室朝臣秋津
正四位下大野朝臣真鷹																	

七〇	五七	六二	六六	五六	五一	七三	六五	五九	余一〇	五八	二〇	五一	五六	四五	六八	八二	五八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
10	10	10	10	9	9	9	9	9	8	8	7	7	7	5	5	5	5
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
6	3	2	1	12	10	10	7	5	3	12	6	10	7	4	12	11	6
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
11	2	3	5	8	22	17	5	29	16	26	11	5	7	23	27	30	10

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
從四位上大中臣朝臣淵魚	從四位下藤原朝臣富士麻呂	從四位上藤原朝臣嗣宗	從四位下良岑朝臣木連	從四位上藤原朝臣長岡	傳燈大法師位明福	從二位橘朝臣氏公	二品有智子内親王	從二位緒繼女王	正三位藤原朝臣綱繼	從四位上和氣朝臣真綱	正三位藤原朝臣吉野	從四位下善道朝臣真貞	從四位上藤原朝臣貞主	從四位下藤原朝臣貞	傳燈大法師守印	正三位藤原朝臣愛発	正二位藤原朝臣緒嗣

七七	四七	六二	四六	六四	七一	六五	六一	四一	八五	六四	六一	七八	六一	七〇	六一	五七	七〇
"	"	"	"	"	嘉祥	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
3	3	2	2	2	1	14	14	14	14	13	13	12	12	11	10	10	10
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
3	2	11	6	2	8	12	11	10	7	9	8	2	1	9	12	9	7
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
3	16	29	28	6	24	19	7	26	26	27	12	20	4	16	29	16	23

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
従五位下和氣朝臣貞臣	従五位下藤原朝臣椿守	従五位下藤原朝臣閔雄	従三位小野朝臣篁	従四位下橘朝臣真直	従五位下菅原朝臣善主	従五位下都宿祢貞繼	従五位下紀朝臣最弟	正五位下藤原朝臣高房	従四位上和氣朝臣仲世	従四位下伴宿祢成益	従四位下滋野朝臣貞主	従四位下藤原朝臣岳守	従五位下善友朝臣穎主	従四位下興世朝臣書主	正四位下坂上大宿祢清野	嵯峨太皇大后	三品葛井親王

三七	七八	四九	五一	五〇	三七	六二	五八	五六	六九	六四	六八	四四	七二	七三	六二	六五	五一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	仁寿	"	"	"	"
3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	3	3	3	3
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
4	3	2	12	11	6	5	2	2	2	2	2	9	6	11	8	5	4
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
14	28	14	22	7	20	22	27	25	19	10	8	26	29	6	4	5	4
																	2

文 德 實 錄

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
従四位下清峯朝臣門繼	従五位下伴宿祢宗	従五位下藤原朝臣松影	正五位下藤原朝臣行道	正五位下石川朝臣長津	正五位下藤原朝臣大津	外従五位下名草宿祢豊成	従五位下伴宿祢三宗	正二位源朝臣常	(従五位下) 百濟王教福	従五位上山田宿祢古嗣	僧正延祥大法師	従五位下百濟朝臣河成	従五位下登美真人直名	一品葛原親王	正四位下藤原朝臣助	正五位下藤原朝臣並藤	従四位上源朝臣安

七四	六四	五七	六六	七〇	六三	八三	五九	四三	四八	五六	八五	七二	六二	六八	五五	六二	三二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	齊衡	"	"	"	"	"	"	"	"
2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
4	1	1	12	12	10	8	8	6	4	12	9	8	6	6	5	5	4
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
7	28	22	19	3	9	25	16	13	2	21	9	24	10	4	29	13	28

54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
従三位高枝王	従五位上藤原朝臣宗善	外従五位下占部宿祢雄貞	従五位下佐伯宿祢雄勝	従五位上文室朝臣助雄	従五位下藤原朝臣海田麻呂	正四位下南淵朝臣永河	正四位下藤原朝臣衛	正四位下長岑宿祢高名	従五位上春枝王	大僧都伝燈大法師位実敏	従二位藤原朝臣長良	外従五位下氷宿祢繼麻呂	従四位下藤原朝臣諸成	僧正長訓大法師	従五位上嶋田朝臣清田	従三位百濟王勝義	従四位下雄風王

五七	六四	四八	四三	五二	六九	五九	八一	六四	五九	六九	五五	七六	六四	八二	七七	七六	四二
"	"	"	"	"	"	"	"	天安	"	"	"	"	"	"	"	"	"
2	2	2	2	2	1	1	1	1	3	3	3	3	3	2	2	2	2
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
5	4	4	3	3	1	11	10	9	9	9	7	4	4	9	9	9	6
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
15	16	10	24	14	24	5	13	3	13	3	3	3	26	18	23	18	26

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	59	58	57	56	55
従五位下大神朝臣虎主	正三位橘朝臣岑繼	正五位下物部朝臣広泉	従五位下御輔朝臣長道	従四位下藤原朝臣良仁	従五位上小野朝臣恒柯	伝燈大法師位真濟	従三位広井女王	従四位上滋野朝臣貞雄	従三位当麻真人浦虫	従四位上藤原朝臣貞守	従三位安倍朝臣安仁	正三位安倍朝臣光定	従五位下山田連春城	従五位下安倍朝臣氏主	従五位下藤原朝臣大瀧	従五位上藤原朝臣宗成	

六三	五七	七六	六二	四二	五三	六一	六五	有余○	八〇	五二	六二	六七	八〇	三九	六五	五六	七四
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	貞觀	"	"	"	"
2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
12	10	10	9	8	5	2	12	10	8	7	5	4	8	6	6	6	5
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
29	29	3	26	5	18	25	22	23	10	13	1	23	10	20	15	2	27

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
従三位橘朝臣永名	従四位上利基王	外従五位下和迩部宿祢大田麿	従四位上豊前王	従五位下高橋朝臣文室麻呂	従五位下山口伊美吉西成	伝燈大法師位円仁	正四位下豊江王	正四位下正躬王	従四位下良岑朝臣清風	正三位源朝臣弘	従五位上滋善宿祢宗人	従四位下藤原朝臣興邦	従五位上清原真人岑成	正三位源朝臣定	従五位下讚岐朝臣永直	正五位上豊階真人安人	従四位上清原真人岑成
八七	四五	六八	六一	四九	六三	七二	六八	六五	四四	五二	六四	六五	四三	四九	八〇	六五	六三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
8 • 5 • 10 • 1	8 • 1 • 10 • 2	7 • 6 • 2 • 1	7 • 6 • 2 • 1	6 • 1 • 1 • 17	5 • 7 • 5 • 14	5 • 5 • 4 • 16	5 • 5 • 4 • 1	5 • 1 • 25	5 • 1 • 15	5 • 1 • 20	5 • 1 • 11	5 • 1 • 5	5 • 1 • 3	4 • 8 是月	3 • 9 • 1 • 3	3 • 2 • 24 29	

49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32
従三位春澄朝臣善繩	従四位下当麻真人清雄	従四位上源朝臣信	正二位源朝臣親王	四品惟條親王	従五位上滋野朝臣安城	従五位下完令永繼	従四位下大春日朝臣雄繼	内供奉十禪師安慧	正四位下藤原朝臣良相	従五位上藤原朝臣貞敏	法印大和尚位壱演	正三位平朝臣高棟	従五位下斎部宿祢文山	従五位上坂上大宿祢當道	従四位上中臣朝臣逸志	従四位上仲野親王	

七四	七六	四一	五九	三三	六八	六七	七九	六四	五五	五五	六一	六五	六四	四六	五五	七四	七六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
12 • 2 • 19	11 • 12 • 7	11 • 8 • 27	10 • 12 • 28	10 • 9 • 14	10 • 6 • 11	10 • 4 • 23	10 • 4 • 23	10 • 4 • 3	9 • 2 • 18	9 • 10 • 10	9 • 10 • 4	9 • 7 • 12	9 • 5 • 19	9 • 4 • 4	9 • 3 • 9	9 • 1 • 24	9 • 1 • 17
10																	

三 代 � 實 錄																		
67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	從五位上菅原朝臣峯嗣
從五位上坂上大宿祢貞守	正四位下源朝臣寬	二品忠良親王	從四位下藤原朝臣仲統	正四位下藤原朝臣良近	法眼和尚道昌	從四位上在原朝臣善淵	從四位下多治真人貞岑	外從五位下下道朝臣門繼	從五位上家原朝臣氏主	從四位上清原真人秋雄	從四位下藤原朝臣有貞	從四位上橘朝臣貞根	從四位下源朝臣興	從一位藤原朝臣良房	正四位下源朝臣生	從五位下伊伎宿祢是雄	從三位藤原朝臣峯嗣	

七 二	六 四	五 八	五 三	五 八	七 八	六 〇	七 六	六 五	七 四	六 三	五 八	四 七	四 五	六 九	五 二	五 四	七 八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
18	18	18	17	17	17	17	16	16	16	16	15	15	14	14	14	14	12
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
9	5	2	9	6	2	2	11	8	7	4	8	3	11	9	8	4	3
9	27	20	9	6	9	2	9	9	30	24	28	26	19	2	2	24	30

85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	從四位下紀朝臣有常
正四位下基兄王	從四位下坂上大宿祢瀧守	從三位源朝臣勤	外從五位下高向朝臣公輔	從四位下中臣志斐連安善	從三位菅野朝臣是善	從五位上菅野朝臣佐世	從四位上在原朝臣業平	從四位上良岑朝臣長松	正四位下源朝臣覺	淳和太皇大后(正子)	從五位下都朝臣良香	法印大和尚位真雅	從三位大江朝臣音人	正三位南淵朝臣年名	從四位上藤原朝臣良尚	從三位藤原朝臣家宗	從三位藤原朝臣峯嗣	

五 八	五 七	五 八	四 五	六 四	六 九	七 九	五 六	六 六	三 一	四 〇	七 九	六 七	七 〇	六 〇	六 一	六 三	元 慶
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	5	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
11	11	5	2	10	8	5	5	11	10	3	2	1	11	4	3	2	1
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
22	9	16	4	19	30	28	28	10	20	23	25	3	3	8	10	10	23

正四位下源朝臣舒	五〇								
従五位下ト部宿祢平麿	"								
従四位下藤原朝臣弘経	5・12・5								
従四位下潔世王	5・11・29								
四品惟彦親王	6・4・28								
従五位下清内宿祢雄行	6・15								
法印大和尚位宗叡	7・1・29								
正四位下忠貞王	7・26								
六五	七六	七三	三四	四五	六三	七五	七〇		
"	"	"	"	"	"	"	"		
8・8・27	8・3・26	7・6・10	7・1・29	7・1・15	6・4・28	5・12・5	5・11・29		
恒貞親王									
正五位下善淵朝臣永貞									
従五位上紀朝臣安雄									
三品紀内親王									
従四位下橘朝臣良基									
従四位上源朝臣行有									
法橋上人位隆海									
101	100	99	98	97	96	95	94		
従四位上文室朝臣巻雄									
七八	三四	六三	七二	八八	六五	七三	六〇		
"	"	"	"	"	"	"	"		
3・8・7	3・6・20	3・6・8	2・7・22	2・7・29	2・6・28	1・12・11	8・9・20		
仁和									

〔備考〕『日本後紀』の欠逸部分及び『三代実録』の傍線部分は『日本紀略』に拠つて、『日本後紀』の括弧内薨卒年齢は『類聚国史』に拠つて各々補記した。尚、『三代実録』の63藤原朝臣仲統の卒時年について、飯田瑞穂氏「尊經閣文庫蔵『類聚国史抄出紙片について』」(高橋隆三先生著『古記録の研究』)には五七とある。

応措いて考慮すると、「薨卒年齢明記事例率」の面で、『文德実録』が高いのに對し、『続日本後紀』が低いと謂う事實を指摘しうる。従つて、爰にも、それら両書間における対照性の一端を認めることが出来るのである。

次に、各五国史所載の薨卒記事における「薨卒年齢明記事例」と薨卒当事者の階級(層)との関係について検討を加えてみると、一応、薨卒当事者をば、官人(A)とその他(B)へ僧侶、位(品)階を帶さぬ皇族)とに分け、更に、官人(A)を上級の一位~三位(A¹)、中級の四位(A²)・五位(A³)の各クラスに細分し、これら各クラス毎の合計事例数に占める「薨卒年齢明記事例」数の百分比を各五国史毎に算出すると、(A¹)については、『続日本紀』が二七・五%、

第十三表

諸項目 五国史 続日本紀 日本後紀 続日本後紀 文徳実録 三代実録	薨卒年齢明記事例数	官人			(A)	その他(B)	薨卒年齢明記事例率
		一三位(A ¹)	四位(A ²)	五位(A ³)			
一一九	四五	$\frac{30}{109}$ (二七・五%)	$\frac{3}{157}$ (一・九%)	$\frac{0}{9}$ (○%)	$\frac{12}{27}$ (四四・四%)	$\frac{45}{302}$ (一四・九%)	
五六		$\frac{37}{49}$ (七五・五%)	$\frac{64}{100}$ (六四%)	$\frac{1}{2}$ (五〇%)	$\frac{17}{29}$ (五八・六%)	$\frac{119}{180}$ (六六・一%)	
五九		$\frac{17}{22}$ (七七・三%)	$\frac{20}{57}$ (三五・一%)	$\frac{0}{0}$ (○%)	$\frac{9}{16}$ (五六・三%)	$\frac{46}{95}$ (四八・四%)	
七九(七七・八%)		$\frac{15}{21}$ (七一・四%)	$\frac{32}{35}$ (九一・四%)	$\frac{5}{15}$ (三三・三%)	$\frac{59}{80}$ (七三・八%)	$\frac{101}{187}$ (五四・〇%)	
$\frac{20}{29}$ (六九%)		$\frac{44}{82}$ (五三・七%)	$\frac{27}{33}$ (八一・八%)	$\frac{10}{43}$ (二三・三%)	$\frac{12}{27}$ (四四・四%)	$\frac{45}{302}$ (一四・九%)	
一〇一							

〔備考〕官人・その他の欄における分母は各々の全事例数、分子は各々の薨卒年齢明記事例数を各々示す。

『日本後紀』が七五・五%、『続日本後紀』が七七・三%、『文徳実録』が七七・八%、『三代実録』が六九%となり、百分比の上位四書は僅少差乍らではあるが、そのうち、『文徳実録』が最も高く、(A²)については、『続日本紀』が一・九%、『日本後紀』が六四・〇%、『続日本後紀』が三五・一%、『文徳実録』が七一・四%、『三代実録』が五三・七%となり、やはり『文徳実録』が最も高い。そして(A³)については、『続日本紀』が〇%、『日本後紀』が五〇・〇%、『続日本後紀』が〇%、『文徳実録』が九一・四%、『三代実録』が八一・八%となり、事例数僅少の『日本後紀』『続日本後紀』両書を一応除外して考慮すれば、この(A³)についても、これ又、『文徳実録』が最も高い。孰れにしても、各五国史中、一位と三位の上級、四・五位の中級を問はず、位(品)階を帶する官人(A)に関して最も高い「薨卒年齢明記事例率」を有するのは、『文徳実録』と謂うことになる。而して斯うした『文徳実録』にあって、特に(A³)の

「卒年齢明記事例率」の極端な高さは、『続日本後紀』におけるそれの極端な低さ（実は事例なし）との対比において注目される。爰にも、それら『文徳実録』『続日本後紀』両書間ににおける顯著な対照性の一斑を認め得るからである。一方、これに対して（B）の「薨卒年齢明記事例率」については、逆に『続日本後紀』（五六・三%）の方が『文徳実録』（三三・三%）よりも遙かに高くなっている。

仍つて、これら『続日本後紀』『文徳実録』両書における（A¹）（A²）（A³）（A³中）の「薨卒年齢明記事例率」については、『文徳実録』の方が『続日本後紀』よりも、（B）については逆に『続日本後紀』の方が『文徳実録』よりも各々遙かに上廻っていると謂う対照的な事実を明らかにしうるのである。更に各五国史所載の薨卒記事中、官人の薨卒当事者を男性・女性に分けて調査検討して得られた第十四表より、男性の占める比率について目を遣ると、『文徳実録』が九五・四%と一番高く、以下、『三代実録』（八二・六%）、『続日本後紀』（八一・〇%）、『日本後紀』（七八・一%）、『続日本後紀』（七五・三%）の順に続いていることが分かる。

第十四表

五 国 史	官人 性別 事例数	男 性			合 計
		女 性			
五 国 史	一〇七（七五・三%）	六八（二四・七%）		一一〇	二七五
續 日 本 紀	一一八（七八・一%）	三三（二二・九%）		一五一	一五二
日 本 後 紀	六四（八一%）	一五（一九%）		七九	一〇〇
續 日 本 後 紀	六二（九五・四%）	三（四・六%）		六五	九〇
文 徳 実 録	一一九（八二・六%）	一四五		一五（一七・四%）	二七四
三 代 実 録	一一九（八二・六%）	一四五		一五（一七・四%）	二七四

以上の所述に依り、各五国史中、『文徳実録』は四位・五位の中級官人、取り分け、五位のそれ（九一・四%）^ヘ第十二表参照）の「卒年齢明記事例率」が最も高く、然も、男性官人のそれが最も卓越していることを指摘しうるのである。

十三 臨時叙位記事

定期的、且つ恒常的な叙位執行の事例は勿論のこと、それとは全く別の、不定期的、或いは突発的な出来事に伴い諸種様々の事由に基づき執行される、言わば臨時の叙位のうち、叙位者・叙位理由の双方を各々具体的に明記する事例も亦、国史に多見されること周知の通りである。そこで、爰では、斯うした事例中、叙位理由が、例えば、

（A）公務への恪勤精励に関するもの

○紀朝臣木津魚。吉弥侯横刀等八人。夙夜在_レ公。恪勤匪_レ懈。於_レ是。有_レ詔。並進_ニ其爵_一。授_ニ從五位下紀朝臣木津魚
従五位上。外従五位下吉弥侯横刀。正六位上橘朝臣入居。三嶋真人名繼並従五位下（下略）〔_〔統日本紀₂・₁・₂₀条_延〕〕
○陸奥国磐城郡大領借外従五位下勲八等磐城臣雄公（中略）並授_ニ從五位下_一。襄_ニ公勤_ニ也〔_〔統日本後紀₁₀・₁₁・₁₅条_承〕〕

（B）軍事勳功に関するもの

○陸奥按察使正四位下藤原朝臣小黒麻呂。征伐事畢入朝。特授_ニ正三位_一〔_〔應₁・₈・₂₅条_天〕〕
○授_ニ出羽国俘囚外正六位下深江三門外従五位下_一。外正八位下大辟法因。國作正月丸並外従五位下_一。賞_ニ軍功_ニ也〔_〔三代實錄₃〕〕

（C）社会奉仕・事善事業活動に関するもの

○常陸国人生部連広成特授_ニ從八位下_一。以_下出_ニ私物_一。屢救_中貧民_上也〔_〔日本後紀₂₄・₇・₂₀条_延〕〕
1 元慶₃年
13条

○伊予國力田物部連道吉。鴨部首福主等叙三位一階。道吉等傾盡私產。賑贍窮民。故有此賞。〔文德実錄」嘉祥3・7・9条〕

(D) 公共事業への参加協力・協賛に関するもの

○美濃國方縣郡少領外從六位下国造雄万献。私稻二万束於国分寺。授外從五位下。〔「続日本紀」宝龜1・4・1条〕

○大和国人正六位上綱連道繼授外從五位下。以下輸私稻四万束。助國用也。〔「続日本紀」承和8・5・3条〕

(E) 才学・能芸優長に関するもの

○内掃部司員外令史正六位上秦刀良。本是備前国仕丁。巧造狹置。直司卅余年。以勞授外從五位下。〔「続日本紀」宝龜1・3・19条〕

○授從八位下斎部宿禰文山從五位下。文山修理東大寺大仏。巧思不恒。功夫早成。仍以賞焉。〔「三代実録」貞觀3・3・12条〕

(F) (太)上(天)皇・皇(太)后的特殊なる恩寵・恩顧に関するもの

○天皇幸大納言清原真人夏野新造山庄。擇詞客卅人賦詩。應製也。賜侍從及文人禄。授主人室无位葛井宿禰庭子。第二男瀧雄從五位下。〔「日本後紀」(略)天長7・9・21条〕

○先是。太上天皇聖体不許。是日遷自棲霞觀。御円覺寺。詔授左大臣源朝臣融家令正六位上伴宿禰枝雄從五位下。棲霞觀者。左大臣山庄也。故有此賞也。〔下略〕〔「三代実録」元慶4・11・25条〕

などとあるように、(A)～(F)であるものについて、①これらの叙位理由(A)～(F)が『続日本紀』以下『三代実録』までの各五国史に各々如何ように所見されるか、将又、②これらの叙位理由(A)～(F)に依る事例(条)数が各五国史毎の叙位記事合計(条)数に各々如何なる比率を占めるか(以下、これを「叙位理由比率」と仮称する)を調査検討することに依り、各五国史中、取り分け『続日本後紀』『文徳実録』両書に如何なる記載様態の特色を見出しうるかについて若干考えてみようと思う。

始めに上記傍線①②両部分に関する調査結果を分かり易く纏めて一括表示した第十五表を掲げよう。

第十五表

諸事項	五国史	A						B	C	D	E	F	合計(条)数	叙位記事
		続日本紀	日本後紀	日本後紀	一・九%	二・二%	一・三%							
三代実録	續日本後紀	六・六%	五・七%	一・六%	一・三%	一・二%	七・八%	〇・七%	二・〇%	八・三七				
	日本後紀	一・四%	一・六%	二・九%	二・四%	一・二%	一・三%	一・六%	二・四%	八・三七				
	文徳実録	一・二%	一・一%	二・一%	二・二%	一・五%	二・四%	一・六%	二・六%	五・五				
	三 代 実 録	一・四%	一・六%	二・一%	二・二%	一・九%	四・四%	二・九%	三・二%	六・六				
		一・四二	一・五	一・一五	一・一五	一・三七	一・八九	一・八九	一・八九	一・八九				

〔備考〕『日本後紀』の叙位記事合計（条）数一八九例には、『日本紀略』に依り七八例が補われている。

当表を大雑把に觀ても、凡そ次の三点を指摘しえよう。

(一)、叙位理由(A)～(F)のうち、(A)(B)(C)(E)の各「叙位理由比率」については、五国史中、孰れも『続日本後紀』が最も高率をマークしていること。

(二)、残余の叙位理由(D)(F)の各「叙位理由比率」について見るに、前者(D)は『続日本紀』（以下、「日本後紀」「三代実録」「文徳実録」に事例ナシ」と統く。）が、後者(F)は『三代実録』（以下、「日本後紀」「続日本後紀」「文徳実録」と統く。）が各々最も高率をマークしていること。

(三)、『文徳実録』は叙位理由(A)～(F)に依る事例中、(A)(B)(D)(E)の各叙位理由に依るもののが皆無であり、残余の(C)(F)とて、その高さにおいて前者(C)の「叙位理由比率」(一・六%)は、五国史中、『続日本後紀』に

おけるそれに次いで第二位にあり、後者（F）の「叙位理由比率」（三・二%）は、〔〕に指摘した如く、五国史中、『三代実録』『続日本後紀』両書におけるそれに次いで第三位を占めていること。

以上、〔〕に依り、各五国史中、（A）～（F）なる叙位理由を以て書かれている叙位記事の最も卓越しているのは『続日本後紀』であり、又、逆に最も貧少なのは『文德実録』であることが知られる。故に、斯うした点にも、それら『続日本後紀』『文德実録』両書間における対照的な記載様態の一斑を認めうるのである。これは、婦女子の叙位について、その理由如何を記述する事例のあり方からも窺い知られることである。即ち、そうした事例が『続日本紀』に、○従六位上阿倍朝臣石井。正六位上山田史女嶋。正六位下竹首乙女並授従五位下。並天皇之乳母也。（天平勝宝1・7・3条）

○（上略）外従五位上錦部連河内。外従五位下忍海連致。尾張宿禰若刀自並従五位下。従七位上大鹿臣子虫外従五位下。以レ供奉皇太后周忌御斎也。（天平宝字5・6・26条）

○授正六位上白猪与呂志女従五位下。入唐学問僧普照之母也。（天平神護2・2・8条）

○外従五位下栗前連枝女。本是従四位下山前王之女也。而従母姓未蒙王名。至是改正為池原女王。授従五位

下（宝龜11・8・7条）

○授従五位下錦部連姉繼従五位上。无位安倍小殿朝臣塚。武生連朔。並従五位下並皇太子乳母也。（延暦7・2・3条）

の五例（叙位記事合計（条）数の○・六%を占める。）あり、『日本後紀』に、

○唐女李自然授従五位下。自然従五位下大春日淨足之妻也。淨足入唐娶自然為妻。帰朝之日。相隨而來。（日本紀略・延暦11・5条）

条10

○无位和氣朝臣嗣子授従五位下。正五位下和氣朝臣廣世之母也。廣世請以レ位讓母。上愍其志。故有此授。（大同1・144条）

○從六位下息長丹生眞人文繼授從五位下（中略）无位笠朝臣道成從五位下。道成。皇大弟乳母也。特有此叙。（大同

2112
条・

○（上略）正五位上藤原朝臣河子從四位下。親王母也。

（仁
8
日本紀略
2
弘
10
条）

の四例（一・一%）あり、『続日本後紀』に、

○授遣唐判官外從五位下長岑宿禰高名從五位下（中略）无位菅野朝臣淨子從五位下。淨子是遣唐大使藤原朝臣常嗣母氏。故准_二旧例_一叙之。（承和
4
30
条）

○无位佐伯宿禰貞子。紀朝臣是子。栗前眞人永子。吉野眞人高子並授從五位下。以東宮侍女也。

（承和
11
27
条）

○（上略）從四位上笠朝臣繼子正四位下（中略）大中臣朝臣岑子並從五位下。以下當日陪奉先太上天皇近臣侍女之類也。

（承和
11
29
条）

○詔授從五位下秋篠朝臣康子正五位下。无位山田宿禰近子從五位上。並太上天皇更衣也。

（承和
1
3
条）

の四例（一・九%）あり、『文德実録』に事例皆無、そして『三代実録』に、

○无位坂子女王。重子女王並授從四位下。是褰御帳之女王也。凡天皇即位之日。擇王氏女有容儀者二人充下褰御帳之職。因而賜爵。他皆效此。（天安
2
11
条）

○无位簡子女王。廉子女王並從四位下。二人奉仕褰御帳之事也。

（元慶
1
9
条）

○授典侍從三位上毛野朝臣滋子（正三位）從五位上藤原朝臣貞風從四位下。无位藤原朝臣近眞（中略）太朝臣平子並從五位下。滋子已下。太皇大后宮侍執之人也。去年十一月五十賀宴余之賞。有此加授焉。

（元慶
13
3
条）

○（上略）正四位下藤原朝臣榮子從三位（中略）无位安倍朝臣睦子從五位下。榮子已下侍奉皇太后宮。故有此授焉。

（元慶
3
28
6
条）

の四例（二・八%）あって、各五国史における当該事例（条）数の叙位記事合計（条）数に占める百分比において、『続日本後紀』のそれが最も高いのに対し、『文徳実録』のそれが最も低い（実は〇%）ことに示されているからである。

おわりに

以上、諸記事、即ち一、重陽節宴記事 二、神階叙位記事 三、京師条坊記事 四、賜姓記事 五、正月最勝御斎会記事 六、神泉苑記事 七、転読・転經・読經記事 八、祈雨記事 九、元旦朝賀記事 十、踏歌節会記事 十一、餌饉・飢餓記事 十二、薨卒記事 十三、臨時叙位記事 の検討を通して実証的に指摘ないしは明らかにした処を総括して稿を閉じたく思う。

先ず一に関して、重陽の節宴が開催されたこと、及びその開催場所（殿舎名）、その節宴当日に賦された詩の具体的な題名、等の記載は『続日本後紀』に初見され、それら諸記載のうち、傍線部分のそれは『文徳実録』に全く所見されない。この重陽節宴記事に係りのある内宴記事において、その内宴開催場所（殿舎名）の記載も、『続日本後紀』に初見され、その内宴当日に賦された詩の具体的な題名についても、やはり『続日本後紀』のみにしか所見されない。又、重陽節宴の開催場所（殿舎名）の表記に關し、同所の異表記「紫宸殿」（震）「南殿」のうち、『続日本後紀』は前者のみを以て、『文徳実録』は殆ど後者のみを以て書き表しているのである。

二に関して、神階叙位を記すに「奉」授なる表現のみを以てするのは『続日本後紀』あるのみである。これに対して『文徳実録』は略々「授」を以て表現している。神階叙位理由を明記する事例中、特に神の靈威・靈験について言及し、且つそれを「靈験」と表現する事例は『続日本後紀』に多見されることと、上述した如く同書が神階叙位を記すに

徹底して「奉^レ授」なる表現を専用していることから、同書における神階叙位記事は、神に対する敬虔なる心意を基底にして書き表されていると解せよう。而して当該記事における、その「叙位理由」であれ、或いは又、当該記事に係り合いのある官社記事における、その「列官社理由」であれ、各々の理由を記述することにおいて『続日本後紀』の方が『文徳実録』よりも遙かに卓越していると言える。これは、『続日本後紀』の方が『文徳実録』よりも或る事物に対して、それを仔細に観察し、得心のゆくまで根ほり葉ほり問い合わせて、決して不明事・不詳事をそのままに放置してはおけぬと謂う性癖の可成り強い持主に依つて書かれていることを想察せしめよう。斯様に解釈することに依り、同書の諸記事中に「不^レ知」「未^レ詳」「不^レ詳」なる分註表現が所見されることも自づと了解せられるのである。

三に関して、それは『続日本後紀』において最も卓越しており、そしてその殆どが所謂貫附記事である。この貫附記事にしても同書が最も卓越している。これに対して『文徳実録』には、条坊記事も、又、貫附記事も全く所見されない。斯様なことも与つて貫附記事に係る「改^ニ本居」なる表現は、『続日本後紀』に初見される許か、同書において最も多見されるのである。

四に関して、その一年当りの載録事例数では、『続日本後紀』に多く『文徳実録』に勝ない。特に「有祖先系譜賜姓記事数」の、賜姓記事合計数に占める百分比において最も高率をマークしているのは『続日本後紀』であり、逆に最も低率をマークしているのは『文徳実録』なのである。

五に関して、当該記事においてその「会始」「会終」の日を並記するのは『続日本後紀』を以て嚆矢とする。これに對し『文徳実録』には件の記載を全く見出しえないのである。

六に関して、当該記事中に、『続日本後紀』では遊獵に係る条が多見されるのに對し、『文徳実録』ではそうした条が全く所見されない。而して神泉苑への行幸記事も、『続日本後紀』には多見されるが、『文徳実録』には全く所見されな

い。これに関連して行幸関係記事中に見る遊（狩）獵関係記事は『続日本後紀』に最も多見されるが、『文徳実録』には全く所見されないのである。

七に関して、当該記事の載録理由を最もよく記しているのが『続日本後紀』であり、逆に最もよく記していないのが『文徳実録』なのである。

八に関して、その一年当たりの載録事例数が最も多いのは『続日本後紀』であり、反対に最も少ないのは『文徳実録』なのである。

九に関して、当該記事の記載面において最もよく統一・整備されているのは『続日本後紀』である。而して同書所見の『元旦朝賀・正月最勝御斎会両記事』において、賜物としての「被」は全て「御被」と記され、決して「被」とは記されていないこと。斯うした同書における徹底した記載様態は、他余の四国史には見られぬことである。又、「御被」に関するある「御衣」の表現についても、同書においては同様のことが言え、単に「衣」と記す例は皆無である。以て同書における敬語「御」の使用法の、他余の四国史には見られぬ程の徹底さを指摘しうる。斯様な点にも、『続日本後紀』における記載上の一特色が認知されるのである。斯うした同書における記載上の統一・整備の徹底さは、十の踏歌節会記事においても同様に認められ、この点に関しても亦、同書は『文徳実録』と好対照を為していると言えるのである。

十一に関して、当該記事において、薨卒年齢明記事例数の、薨卒記事事例合計数に占める百分比（「薨卒年齢明記事例率」）が最も高いのは『文徳実録』である。これは、位（品）階を帯する官人、就中、五位男性官人において、最も典型的に表れていると言える。『続日本後紀』における「薨卒年齢明記事例率」は上に触れた『文徳実録』におけるそれに比して格段に低いことである。

十三に関して、A、公務への恪勤精励に関するもの B、軍事勲功に関するもの C、社会奉仕・慈善事業活動に関するも

の D、公共事業への参加協力・協賛に関するもの E、才学・能芸優長に関するもの F、太上（天）皇・皇（太）后的特殊なる恩寵・恩顧に関するものと謂う叙位理由を以て記されている叙位記事数の、最も卓越しているのは『続日本後紀』であり、又、逆に、最も貧少なのは『文徳実録』である。上記諸叙位理由（A～F）のうち、ABC Eの各「叙位理由比率」においても『続日本後紀』が最も高率をマークしているのである。

本稿において試みた十三種類の諸記事の検討を通して指摘ないし明らかにした処を総括すれば叙上のようになる。之に依り、『続日本後紀』について言えば、宮廷儀礼関係記事（即ち一、五、六、九、十の諸記事）に関しては、その精細さ・詳密さ・懇切丁寧さにおいて、他余の四国史の追随を許さず、又、政治施策関係記事（即ち三、四、八、十一の諸記事）に関しても、上記の宮廷儀礼関係記事について述べたことと略々同様のことが言える。更に他余の諸記事（即ち二、七、十三の諸記事）において認められるように、某記事を一条として立てることの理由説明が至極丁寧である。尚、これに関連して同書では、用字表現や記載様態など、外的形像面に能く統一・整備が計られていることを一、二、九、等の諸記事に依つて確認しうるのである。これに対して『文徳実録』はと見れば、十二において、その記載様態の一特色が示されている、と言える。即ち五位男性官人の「卒年齢明記事例率」が他余の四国史におけるそれを遙かに上廻つていると謂うことである。これは、同書が官人、殊に五位階級のそれの閱歴や動向、等を精確に記載していることとも揆を一にするものである。斯うして『続日本後紀』『文徳実録』両書間には、用字表現や記載様態などといった外的な形式・体例面におけるのみならず、史書としての内的な性格面においても、全く対照的ないしは、それに略々近い程の異相を呈している個条・個処の極めて多いことが認知されるのである。

処で、これら両書のうち、特に『続日本後紀』は、六国史中、天皇一代毎の御事績を叙述対象範囲とした最初の国史であり、『文徳実録』はそれを継承するものである。而してこれら両書間において認められる叙上の如き形式・内容

両面に亘る大きな径庭を招致した所以や如何にというに、当然のこと乍ら、前書の「従一位藤原朝臣良房、正四位下春澄朝臣善繩」（共に官職省略）^{（以下同様。）}、後書の「正二位藤原朝臣基経、正四位下菅原朝臣是善、従五位下嶋田朝臣良臣」と謂う、

それら両書の各序文末尾に署名列記されている処の奉勅撰者達の各々の国史編纂事業に対する取り組み姿勢の相違・差異、別言すれば、それら奉勅撰者達の各々の国史編纂事業に託する意図・思惑の相違・差異や、それら奉勅撰者達の各自の国史編纂事業への係り具合、等々が考えられるのである。而して斯うした傍線イロ両部分の混淆融和された事柄の端的な表明が、それら両書の各序文に記す、その記述方針に外ならぬ。即ち前書に「夫尋常碎事。為其米鹽」。或略弁而不收。至人君挙動一不論。巨細猶罕籠而載之矣」云々とあり、後書に「春秋繫事。鱗次不愆。動靜由衷。毛舉無失。唯細微常語。麿小庶機。今之所撰。弃而略焉」云々とある処の、具体性・明確性（前書の場合で傍印部分がそれを示す。）と不具体性・不明確性（場合）^{（2）}とがそれである。それに又、『文德実録』は『続日本後紀』に相違して、その序文末尾に署名列記されている奉勅撰者中に、五位の位階を帶する（○印部分）^{（3）}者が見られる事。それら両書の編纂に際して、五位の者で、然も、その記定事業に相当大きく関与したであろうことが、都朝臣良香の『文德実録』への係り合いと謂う形で認められる事。^{（2）}それに既述した如く『文德実録』においては、五位男性官人の「卒年齢明記事例数（率）」が他余の四国史におけるそれに比して卓越している許りか、その五位クラスの者の閱歴や動向に関する記載も亦、他余の四国史におけるそれよりも詳細である事。^{（3）}これらの『文德実録』において認められる諸種の事共が相互に無縁であろう筈ではなく、寧ろ、それらの記載事象の一つは、共に根を同じくし、それらの記載は共に五位の奉勅撰者に依る処が大きい、と考うべきであろう。

兎も角も、斯うして『続日本後紀』『文德実録』両書の用字表現や記載様態、更には、それら双者に深く係る処の、史書として具有する性格などについて指摘し、ないしは明らかにした事柄自体は、独りそれら両書のみに止まらず、所

謂六国史全体の研究に際しても、有用な一資料たりうるものと言えよう。仍つて以て爰に本稿の意義と価値とが認めら
れるべきであろう。

註

- (1)拙稿「『文徳実録』良吏伝の検討」(『日本古代の政治と制度』林陸朗先生還所収)。
- (2)坂本太郎氏『六国史』二九一と二九四頁。
- (3)(1)に同じ。

(昭和六十二年六月十三日成稿)